

Land Tax Reform of Etchu Province(2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/3675

越中国の地租改正（2）

教育学部教授

奥田晴樹

Land Tax Reform of Etchu Province(2)

OKUDA Haruki

Abstract

With respect to the "Land Tax Reform" of the early Meiji Era in "Etchu" Province, I would like to review the process from the issue of "Jinsin Land Ownership Bond" to implementation of the "Land Tax Reform", primarily in the jurisdiction of "Nanao" prefecture and "Niikawa" prefecture. In the review I look into any relations between the bond issue and "Land Allotment Custom", troubles over the disposal of Samurai-family's holdings arising from the bond issue in urban area and characters of work process from the issue of "Jinsin Land Ownership Bond" to implementation of the "Land Tax Reform".

Through this review I would like to verify the following points. In "Etschu" Province the "Land Allotment Custom" set back the bond issue and limited the bond issue to in urban area. With respect to the bond issue in the urban area, for the disposal of Samurai-family's holdings any rules which favored Samurai were required to be amended by the government. A policy of relying solely on people's declaration had been adapted since the bond issue of "Jinsin Land Ownership Bond". For the bond issue the government accepted the policy. When, however, it came to the "Land Tax Reform", the government ordered the policy change at one point and gave more importance to local official's decision. However the change resulted in tax income reduction and the government had to admit it.

Key Words

Land Tax Reform, Jinsin Land Ownership Bond, Land Allotment Custom

（三）高岡町の地価課税

先の新川県の伺には、富山町以外の管内の市街

地（表2を参照）についても、それぞれへの地券交付と地価課税についての方針が提示されている。

それによれば、武家地があるのは富山町のみで、

表2 越中国の市街地（明治6年）

町名	武家地		町地		高請地			古城跡	改租区分
	坪数(坪)	地価(円)	坪数(坪)	地価(円)	反別(町/歩)	貢租(石)	同(円)	反別(町/歩)	
富山町	210,427.5	23,669,521	224,903.3	119,028,614					市街地
高岡町			179,638.8	31,526,842	44.96/13	201,488	13,039	8.64/02	市街地
氷見町			92,363.2	23,454,583					都村地
魚津町、ほか23ヶ村					64.91/19	286,663			市街地
今石町、ほか1ヶ町					22.61/03	183,488			都村地
東岩瀬町、ほか3ヶ村					3.23/13		2,104		都村地
合計	210,427.5	23,669,521	496,905.3	174,010,039	135.72/18	671,639	15,143	8.64/02	

注1) 前掲「旧新川県誌稿」五を参照。なお、前掲「旧新川県誌稿 海内関係文書」、101-105頁も参照。

注2) 改租区分は、大蔵省編「府県地租改正紀要」複製版、御茶の水書房、1979年7月、808頁を参照。

町地は富山町のほか、高岡・氷見の両町にあった。魚津・今石動・東岩瀬の3町とそれぞれの付属町村は、いずれも高請地として扱うという方針であった。以下、それぞれについて見てみよう。

新川県は、高岡町(射水郡)に関する地価などの調査結果を、同の第5条で町地、第6条で高請地、第7条で古城跡についてそれぞれ提示し、その後説明と処分案を一括して付している。

それによれば、高岡町には、武家地はなく、その地所は町地と高請地、そして古城跡からなる。町地(屋敷)は、面積が179,638坪8合、地価が31,526円84銭2厘で、うち無税地が92,040坪4合、銭納および米納の地子地が合わせて87,598坪4合と、ほぼ拮抗している。100坪当たりの平均地価は17円55銭余で、前出の富山町の町地の52円92銭余と比較すると、その3分の1を下回っている。後出の氷見町の25円39銭余と比較しても、随分と低い(表3を参照)。

新川県は、高岡町をこのように措置することについて、大蔵省に次のように説明している。

右高岡町ノ儀ハ北陸道往還・無高所ニテ慶長年間前田家祖先同所在城ノ節、城下町人共居住地々子免除申付置候処、廃城、雨来右居住ノ者共へ古城跡掃除夫暨旧菩提所雪卸等ノ課役申付候故ヲ以、役地ト唱、従来無税仕来、且銭納地子地ノ儀ハ廃城後旧藩士屋敷跡漸々町人共、家建イタシ候ニ付、為冥加地子銭差出来、其余米納地子地ノ儀ハ同上藩士屋敷跡并町家転地蹟等ニテ荒廢相成候場所、漸々自力ヲ以、田畑・屋敷ニ開墾、地子米収納仕来候趣ニテ、当今六千戸余ノ人家稠密、四小区

ニ分裂、全都市街ノ景況相成シ居候間、地子米銭ハ相廢止、本年ヨリ沽券税発行仕候積、尤市中混淆ノ田畑・林等ハ四隣郡村地へ比較、貢額取調候処、書面之通御座候間、田畑并原野・河原・林等ハ地租帳へ組込、貢税上納可仕、其他絵図面朱点ノ通、郡村地入込、錯雜罷在候場所ハ市街成ニ取計、地子・屋敷地一同、当明治六年ヨリ地価百分ノ一取税、別途上納仕度候

高岡町は、北陸道の交通路に位置し、石高は付されていない。近世初期の慶長年間に、領主前田家の先祖(前田利長)が高岡城に在城していた時期に、町人たちが居住する町地の地子を免除した。廃城後は、町地の住民に城跡の清掃と(利長の)菩提所の雪降ろしの課役を命じた。それゆえ、同町の町地を「役地」と称し、従来は無税であった。

銭納地子地は、廃城後、藩士の屋敷跡へ徐々に町人たちが家屋を建てるようになったため、それを認許する冥加地子銭を差し出させた地所である。また、米納地子地は、藩士の屋敷跡や町家の転居跡などで荒廢していた場所を、住民が徐々に自力で田畑に開墾し、あるいは屋敷にした地所で、地子米を賦課・徴収してきた。

そのような経緯で、現在、高岡町は、6,000戸の人家が密集し、4つの小区に分かれ、全町域が市街地となっている。そこで、従来の地子銭や地子米を廢止し、本年(明治6年[1873])から沽券税の賦課・徴収(=地価課税)を実施したい。

ただし、市街地の中に入り交じっている田畑や林などの地所は、近隣の郡村地と比較して、貢租の額を決める方針で調査したところ、書面(表3

表3 高岡町の面積と地価・貢租(明治6年)

	町地(屋敷)(坪)	高請地(反別)(町/歩)				合計	古城跡(町/歩)
		田	畑	原野・河原	林		
面積	無税地	92,040.4	1.08/19	4.42/35	0.68/26	6.20/08	
	銭納地子地	74,795.5	1.80/05	2.48/17	8.39/06	12.67/28	
	米納地子地	12,802.9	19.17/29	6.90/20		26.08/13	
	合計	179,638.8	22.06/17	13.82/00	8.39/06	44.96/13	8.64/02
地価(円)	総額	31,526.842					
	100坪平均	17.55					
貢租(石)			132.388	69.100		201.488	
同(円)					9.827	0.742	13.039
備考					社寺領土地分	下草税	処分は後日に伺う

注1) 高請地の面積と貢租の合計数値には計算上合わないものが散見されるが、史料上の記載数値に従った。

注2) 前掲「旧新川県誌稿」5を参照。なお、前掲「旧新川県誌稿 海内関係文書」、102頁も参照。

を参照)に記載した通りである。これらの田畑・原野・河原・林などは、「地租帳」へ書き込み、貢租を上納させたい。その他、「絵図面」(出典に当該史料を欠く)に朱点で示したような、郡村地と市街地が入り組んだ複雑な状態にある地所は、この際、市街地として扱うこととし、(銭納・米納の)地子地や屋敷地(町地)などと同様、当明治六年から地価の1パーセントを地租として収税し、田畑などの貢租とは別途に上納したい。

この新川県伺のうち、第5・7両条に対する大蔵省の回答指令は、富山・高岡・氷見の3町と一括して出されているので、次の氷見町のところで見ることにしよう。

なお、新川県伺のうち、高岡町の高請地に関する調査結果を提示した第6条については、大蔵省が次のように注文を付けている。

第六ヶ条高岡町社寺領上知ハ従来持主有之歟、又ハ私下可取計地所ニ候哉、其辺取調、且無税山林ハ百姓持山ニ候哉、或ハ社寺領上知ノ類乎、是亦取調、一同内務省ヘ可伺出事

高請地のうち、社寺領を上地(上知)した原野・河原(8町3反9畝6歩、表3を参照)について、それが①従来、持ち主がいたのか、②当該社寺に払い下げ処分にすべき地所なのか、調査せよ。また、従来、無税地だった林(6反8畝26歩、表3を参照)についても、それが①「百姓」の持ち山なのか、②社寺領を上地(上知)した類のものなのか、同様に調査せよ。

ここで、大蔵省は、なぜこのような僅かな面積の地所にまでこだわって、新川県に再調査を命じているのだろうか。後述するように、大蔵省は、この回答指令を出した7年(1874)6月の時点で、地租改正事業が大幅な減税=減収に結果することを危惧せざるを得ない事態に直面して、その作業方針の大転換を開始している⁶¹⁾。しかも、政府は同年5月には台湾出兵に踏み切っており、大蔵省は清との全面戦争をも想定した財政運営を余儀なくされていた⁶²⁾。そのような事情の下で、有税の民有地を少しでも増やそうとする大蔵省の姿勢⁶³⁾が、ここには滲み出ているように思われる。

(四) 氷見町の地価課税

新川県は、伺の第8条で氷見町(射水郡)の地価などに関する調査結果を提示し、その後に説明と処分案を付している。

それによれば、氷見町は、町地のみで、武家地も高請地もない。その面積は92,363坪2合、また地価は23,454円58銭3厘となっている。さらに、その内訳を見ると、米納地子地が面積で71,759坪6合、地価で20,694円、また高請地の畑から町屋敷となったものが面積で20,603坪6合、地価で2,760円58銭3厘となっている。100坪当たりの平均地価は25円39銭3厘である(表4を参照)。

表4 氷見町の面積と地価(明治6年)

	坪数(坪)	地 価 (円)		従前貢租今般免除分(石)
		総 額	100坪平均	
米 納 地 子 地	71,759.6	20,694,000		
畑高ノ内、請地町屋敷成	20,603.6	2,760,583		
合 計	92,363.2	23,454,583	25.393	569.334

注) 前掲「旧新川県誌稿」五を参照。なお、前掲「旧新川県誌稿 海内果園係文書」、103頁も参照。

新川県は、氷見町をこのように措置することについて、大蔵省に次のように説明している。

右、氷見町ノ儀ハ従来越中・能登ヘノ往還・無高所ニテ二千戸余ノ人家稠密、二小区ニ分裂、原由ハ不相判候得共、往昔ヨリ地子米収納、全地市街ノ景況相成シ居候間、本年ヨリ沽券税発行仕度、尤市中混淆ノ田畑ハ従前ノ通据置、絵図面ノ通畑高ノ内、請地・町屋敷成ノ場所ハ市街成ニ取計、是亦沽券税発行・地価百分ノ一収税、別途上納積ヲ以、坪数・地価并従前貢額取調候処、書面ノ通ニテ従前ノ貢額へ比較候得ハ多分ノ減方相成候得共、一体同町ノ儀ハ海辺漁暨往還稼ノ余業有之故ヲ以、地位ノ厚薄ニ不拘手上ケ或ハ稼免ト唱連々収税相増、現地不相当苛酷ノ貢額ニ付、兼テ除税・免下等ノ儀、屢申立候次第モ御座候間、伺通本年ヨリ沽券税発行御許容相成候様仕度候

氷見町は、越中国と能登国を結ぶ交通路に位置し、石高は付されていない。2,000戸の人家が密集し、2つの小区に分かれている。その由来は分

からないが、昔から地子米を納め、町全体が市街地の状態になっている。そこで、本年（6年）分から、交付する地券に記載された地価に課税する、沽券税を賦課・徴収したい。ただし、市街地の間に入り混じっている田畑は従来そのままに据え置いて課税するが、「絵図面」（出典に当該史料を欠く）に示したように、畑のうち市街地となっているものは、市街地として扱い、地価の1パーセントの沽券税を徴収し、他の市街地の分とは区別して政府に上納したい。このような方針で、町内の面積と地価、そして従来の貢租額を調査した（表1を参照）。その結果は、従来の貢租額と比較すると、かなりの減租となる。しかし、氷見町は、漁業および交通・運輸業といった農業以外の余業があることを理由に、地所の価値の相違に関係なく、「手上げ」や「稼ぎ免」と称して、地所の価値以上の苛酷な貢租額を負担させられてきた。そのため、課税の廃止や減税などの申し立てが繰り返されている。こうした事情から、伺い出た形で、本年からの沽券税の賦課・徴収を許可していただきたい。

このように減租となった背景には、新川県が右に説明したような事情のほかに、もう一つ重大な要因があったと見られる。それは、新川県が大蔵省に説明している、次のような地価の決め方である。

一前書富山・高岡・氷見町并貫属授与地沽券金高取調候処、貫属邸ハ従来売買無之、町屋敷ノ分ハ家代・地価混合売買仕来候慣行ニ付、差向地価取極目的無之ニ付、御趣意ノ趣篤ト相達、地代・地価為書出候処、何レモ今般書上候地価ノ高低ニ応シ後日賦税モ可被申付哉杯ト彼是疑惑、不相当申出シ、何分実価ヲ得ルノ術無之、稀ニ地所而已ノ売買有之候得ハ必要ノ事件有之地価ノ貴賤ヲ不問買請候ニ付、是以真価トハ難定候間、不得止其筋功者ノ者へ申付、代価為相積候上、尚遂検査候儀ニ御座候間、当今ノ処ハ先右代価ヲ以、券状相渡置、向後売買ニ随ヒ漸次真価ヲ得候心得ニ御座候間、御聞置

被下度候

富山・高岡・氷見の3町の町地と、新川県内に戸籍を置き同県から秩禄を支給されている、貫属士族に無償で授与した旧拝領屋敷地の地価を調査するにあたって、旧拝領屋敷地は従来売買されておらず、町地は家屋と地所を一括して売買する慣行で両者の代金を区別できないため、当面地価を決定する目安がなかった。そこで、地券交付の趣旨を丁寧に通達して、所持者に地代と地価を申告させることにした。しかし、今回申告する地価額によって課税額を後日決定されるなどと疑い、不当に低い地価額が申告され、適正な地価を決定することができなかった。また、稀に地所だけが売買される場合もあったが、どうしてもその地所を入手する必要がある、その代価の高低に関係なく売買されており、これも適正な地価を決定する根拠とはなり得なかった。このような経緯で、やむを得ず、地所の売買や地価などの事情に通じた「功者」に委嘱して地価を見積もらせ、これを検査して地価を決定した。当面はこの地価を記載して地券を交付し、将来売買が行なわれるごとに、順次適正な地価を把握することにしたので、了解していただきたい。

売買の実態から地価を決定することは最初から諦めており、一度は所持者の申告で決めようとしたが、不当申告が多くて、このやり方は放棄せざるを得なくなった。そこで、窮余の一策として、近世の地方巧者に相当すると思われる「功者」に委嘱して地価を見積もらせる方式をとったのである。この「功者」は、各町の有力者と見て差し支えなからうが、当然のことに自身が納税者であろうから、幾分は不当申告を是正したとしても、その結果は高が知れていよう。実際、前述したように、かなりの減租となったのである。

こうした新川県の伺いに対して、大蔵省は、明治7年（1874）6月9日付で、富山町の町地（第1条）、高岡町（第5・7条）、氷見町（第8条）の地価などの調査結果と処分案、またこれら3町の地価決定方法（第9条）について、次のように許可している。なお、従来、「地子米金」などの

名で賦課・徴収してきた分については、大蔵省でその処置を検討する予定だが、当面は「市中税」と改称した上で従来通り収税せよ、と指令している。

同之趣、第一条・二条・三条・五条・七条・八条・九条沽券税施行ノ儀、従来無税ノ地ハ申出ノ通聞届候得共、地子米金等ノ名義ヲ以収税有之地ハ詮議ノ次第モ有之候条、先以従前ノ通据置、市中税ト改称、地租帳へ組入可申

かくして、富山・高岡・氷見の3町の地価が決定され、地券が交付されることになったのである。それに基づく市街地地租の徴収は、大蔵省の許可が下りた時点を考えて、7年分ならなされたと見てよかろう。その地租額は地価の1パーセントだったが、翌8年(1875)8月28日付の太政官布告第133号で、市街地地価も郡村地地価と同様の3パーセントへと引き上げられている。したがって、この地価の1パーセントの地租は、僅か1年だけで終わったことになる。

(五) 魚津・今石動・東岩瀬の三町

新川県は、同の第10条で魚津町ほか23ヶ村、第11条で今石動町ほか1ヶ町、第12条で東岩瀬町ほか3ヶ村について、それぞれ調査結果を提示し、その後に説明と処分案を付している。

魚津町ほか23ヶ村(新川郡)は、面積が64町9反1畝19歩、貢租は米で286石6斗6升3合、金で50円28銭5厘である。なお、金納貢租は、「従前貢租、今般免除可申付分」で、この際、免税にする方針である。ここについての新川県の説明は次の通りである。

右魚津町外二十三ヶ村ノ儀、年曆不相判、荒蕪ノ砂浜・原野等、自力ヲ以テ家建、或ハ田畑ニ開墾候ヨリ、為冥加従来地子銭収納罷在候趣ニ付、各県同御指令ニ倣ヒ四隣郡村地位ニ比較、貢額取調候処、書面之通ニ御座候間、従前貢額ハ相廢止、書面反別・貢米共、本年地租帳へ組込、上納候様可仕候哉

魚津町ほか23ヶ村は、年代は不明だが、住民たちが砂浜や原野等の荒蕪地に自力で家屋を建て、田畑を開墾して成立したところである。それを認許して、従来、地子銭を納めさせてきた。そこで、各県からの同に対する大蔵省の回答指令に参照し、近隣の郡村地の地位と比較して貢租額を定めた。その結果は、書面(同第10条)に記載した通りである。従来の地子銭は廃止し、書面に記載した面積と米納貢租額を、本年(6年)の「地租帳」に書き込み、貢租を上納してよろしいか。

ここでは、従来の金納の地子銭を、地券の交付を機に、米納の貢租へと切り換えようとしている。

今石動町ほか1ヶ町(砺波郡)は、面積が22町6反1畝3歩、貢租は米で183石4斗8升8合である。このほか、この際、免税にする分が、米納貢租で613石5斗3升6合7勺3才ある。その説明は次の通りである。

右今石動町外一ヶ町ノ儀ハ天正年間家建草創、中古以来驛場相成候趣ニテ、往昔ヨリ地子米収納仕来候由ニ付、前条之通、四隣郡村地位ニ比較、貢額取調候処、両町共天保度以来家屋相増候ニ随ヒ連々増税相成候趣ニテ不相当苛酷ノ貢額ニ付、比較候得ハ多分ノ減方ニハ相成候得共、現地至当ノ改正ニ御座候間、御聞届被下度、然ル上ハ従前ノ貢額ハ相廢止、書面反別・貢米共、本年地租帳へ組込、上納可仕候

今石動町ほか1ヶ町は、近世初期の天正年間に家屋を建てて町が創られた。近世中期以来、宿駅となり、昔から地子米を納めてきたという。前条の魚津町と同様、近隣の郡村地の地位と比較して貢租額を調査した。両町とも、天保期以来、家屋の増加にともない次第に増税されたため、地位に不相当な苛酷な貢租額となっている。そのため、新旧の貢租額を比較すると、多額の減租となるが、実地には適正な改正なので、お聞き届け願いたい。その上は、従来の地子米は廃止し、書面(同第11条)に記載した面積と米納貢租額を、本年(6年)の「地租帳」に書き込み、貢租を上納する。

ここでは、減租額が貢租額の3倍近い、大幅な

減租となっている。

東岩瀬町ほか3ヶ村（新川郡）は、面積が3町2反3畝13歩、税金が2円10銭4厘で、その説明は次の通りである。

右東岩瀬町外三ヶ村ノ儀、原由暨年曆判然不仕、書面ノ税金従来収納罷在候趣ニ付、現場取調候処、孰レモ荒蕪ニ属シ候地ニテ格別ノ^(所)処得無之、魚漁網干場ニ相成居候間、税額之儀、本年ハ旧ニ据置収入、地子ノ名称ハ相廃止、浜役銭ノ名義ヲ以、地租帳へ組込、差出候様仕度候

東岩瀬町ほか3ヶ村は、課税の事情および年代は不明だが、書面（同第12条）に記載した税金を従来納めてきた。実地調査を行なったところ、いずれも荒蕪地でそれらの地所からの格別な所得はなく、漁網の干場となっていた。そこで、本年（6年）は、税額を従来のまま据え置き、「地子」の名称は廃止して「浜役銭」の名称で「地租帳」へ書き込み、提出したい。

これらに対する大蔵省の回答指令は次の通りである。

第十条魚津町外村々税額更正ノ儀申出ニ候得共、詮議ノ次第有之候条、先従前ノ貢額其儘据置可申事

第十一条今石動町外一ヶ町ノ儀ハ天保以降家屋増殖繁盛相成候地ニ候ハ、強テ近傍郡村地ニ比較難相成儀モ有之候条、追テ一般地租改正ノ期迄、従前ノ通、据置可申事

第十二条東岩瀬町外^(マ)一ヶ村魚漁網干場地税据置ノ儀ハ聞届候条、浜役銭ノ名義ハ不都合ニ付、網干場税ト改称収納可致事

第10条—魚津町ほか村々の税額を変更したいという申し出だが、検討したい事情があるので、従来の税額をそのまま据え置き。

第11条—石動町外1ヶ町は、天保期以来、家屋が増え繁盛しているところなので、強いて近隣の郡村地と比較することも難しいだろう。今後、地租改正が実施されるまで、従来通りに据え置き。

第12条—岩瀬町外1ヶ村の漁網の干場の地税を据え置くことは許可する。ただし、「浜役銭」の

名称は不都合なので、「網干場税」と改称して、収税せよ。

これを要するに、高請地の扱いにする町村、つまり郡村地は、すべて現状のまま凍結せよ、という指令である。そして、その凍結期間は地租改正の実施時までということだから、大蔵省はここで、郡村地については地租改正事業へと直行せよ、と示唆していると見てよかろう。けだし、後述するように、新川県はこの回答指令を受け取った前後に改租事業に着手している。

なお、第12条の「網干場税」は、地租ではなく、雑税の範疇に属するものなので、大蔵省は新川県の上申を許可したのである。もっとも、その場合でも、地租改正にともなって実施される雑税整理への布石として、「役」の名称を忌避し、「税」とするよう指示している⁶⁴⁾。

はからずも、ここには、大蔵省が推進する税制改革の目的や性格が府県には十全には理解されていない事情が垣間見えよう。それは、大蔵省が地租改正法の制定にあたって地方官会同を招集した背景の一斑だったと思われる。

三 新川県の地租改正事業

(一) 地租改正の開始

明治5年（1872）分から地価定率課税—金納方式で地租を収税しようとする大蔵省の企ては、前述した新川県との遣り取りにも見られるように、完全な失敗に終わった。そこで、大蔵省では、安藤就高を中心に、これを石渡貞夫・市川正寧・渡辺国武の3名が助けて、地租改正法案を急遽まとめた⁶⁵⁾。

地租改正の基本構想を提議した神田孝平は、美濃国不破郡の出身で幕臣となった洋学者である⁶⁶⁾。安藤は神田の出身地である不破郡を領有していた美濃国旧大垣藩士族、石渡は旧幕臣と思われる東京府貫属士族、市川は信濃国旧松本藩士族、渡辺も同国旧高島藩士族だった⁶⁷⁾。大垣・松本・高島はいずれも譜代藩である⁶⁸⁾。

つまり、地租改正は旧幕府系の洋学者と官僚が

構想し立法したと言ってよかろう。廃藩置県前後の大蔵省は、渋沢栄一を筆頭とする旧幕府系の官僚が実務を切り回していた。一方、神田をはじめ、旧幕府系の洋学者の多くは、維新後、新政府の招聘に応じ、その知恵袋となる道を選んだ。旧薩長両藩出身者を中心とする政府首脳の下で、彼らは協力して近代化の諸改革を推進する開明官僚となっていたのである。地租改正は、彼らが進めた改革の中でも最大の事業だった⁷⁰⁾。

大蔵省は、翌6年（1873）1月31日付で地方官会同の召集を達し、4月12日にはそれを開会して、安藤たちがまとめた地租改正法案をそこでの審議に付したのである。大蔵卿の大久保利通は米欧回覧中で、大蔵省の実質的な最高指導者だった大蔵大輔の井上馨は、会同の議員に対して、人民の利害に大きな影響がある租税制度の根幹に関わる改革法案の審議であるから、「国憲」なき現状でも「立法官」の心得でそれに臨むよう求めている⁷¹⁾。井上の発想の根底には租税共議権思想があると見て間違いなからう。実際、政府の立法審議機関だった左院には、この会同を国会（国民代表の下院）開設の端緒にしようとする動きもあった⁷¹⁾。

地券の交付によって土地を私有財産として所有することを認めた以上、その土地の用益による果実も当然、私有財産である。この私有財産の一部を、政府が租税として徴収して使用するにあたっては、所有者の同意を必要とする。この発想は、地券制度を創設にあたって、政府が土地を収用する場合、所有者の同意と正当な保障が必要である、という規定を立法化した考え方と通底している。これは、紛れもなく、租税共議権思想である。このような発想に立つ土地・租税制度の改革が進められれば、立憲政体を導入する動きが出てくるのは避けられない。

左院は、5年5月19日付で国民代表の下院に相当する「下議院」を創設するよう、正院に上申している。これに対し、正院は、同月22日付で「下議院」創設を許可し、そのための立法作業を左院に指示している。しかし、前述したように、同年は深刻な財政難に見舞われ、それが政府部内での

政争を激化させ、この立憲政体導入の政府決定は店晒しになってしまったのである⁷²⁾。こうした状況の下で、井上は、未開設の国民代表議会の代行機能を、地方官会同に求めたわけである。

このような歴史的文脈から見れば、地租改正法は、その立法の思想と手続きの両面において、まことに不完全なものとはいえ、わが国で最初に近代法としての資格を備えていた法令だったと言える。

しかし、政争は、会同開会中に一層激化し、井上大蔵省の首脳と対立していた、江藤新平らは、正院の閣僚である参議となり、さらに正院に内閣を新設して、従来大蔵省が握っていた各省などへの財政資金配分権を、そこに引き上げてしまった。井上と渋沢は、5月7日、このままでは財政の破綻と増税は必至だと断定する建議を内閣へ提出するとともに、それを新聞に公表したのである⁷³⁾。この大蔵省最高首脳の内閣告発は、政府内外に大きな衝撃をもたらした。

内閣は、5月9日付で大隈重信を大蔵省事務総裁に任命して、同省の直接掌握をはかった。大隈は、会同の議場に出向き、他の諸議案をすべて棚上げして、地租改正法案の早急な成立を求めた⁷⁴⁾。内閣は、会同に出席している地方官の間に井上らの同調者が出ることを恐れ、一刻も早くそれを閉会させたかったと見られる。会同では、地方官の中から地方行政の実情に即して修正を求める動きも起こっていた⁷⁵⁾。しかし、大隈の強い要請で、大蔵省の原案に一部修正を加えたものの、到底十分に審議を尽くしたとはいえない状態で、同月12日には法案を可決してしまった。これを見た内閣は、同月14日付で井上と渋沢を罷免したのである⁷⁶⁾。

法案は内閣でしばらく留め置かれるが、大蔵省の督促もあり、同年7月28日付で地租改正法が公布されたのである。その主な内容は次の通りである⁷⁷⁾。

- 1 地券調査を実施して地価を決定し、その3パーセントを地租として徴収する。
- 2 従来、府県などの地方官庁や、郡村地にお

ける町村の経費である「入費」などで、地所に賦課してきたものについても、地租の3分の1以内を上限として、地価に賦課する。

郡村地とは、地価の1パーセントを地租として徴収することになっていた市街地とは区別され地所の種類で、石高で数量表示されていた田畑や屋敷地などの高請地や、山林原野などからなる。

- 3 今後、農作物の作柄による増減税は行なわない。
- 4 物品税による国家歳入が200万円を越えれば、地租を1パーセントへと、漸次引き下げていく。
- 5 地価は、人民からの申告額と、地方官による査定額を照合して決定する。
- 6 査定額は、収穫量と、それを売却した場合の代金とを見積もり、そこから種子や肥料の代金、地租や入費を差し引き、その残額を当該地所が生み出した1年間の利子と看做し、一定の利率で割って、元本にあたる地価を算出する。

これは資本還元方式と呼ばれる。

- 7 近接する地所の収穫量は、小作地のものを基準とし、自作地の方も決めていく。

地方官が査定する場合でも、収穫量は人民の申告に拠らざるを得ないため、地主と小作人という利害の反する双方から申告させることができる小作地に準拠した方が、より適正な数値が得られるはず、との考えによるものである。

- 8 作業は拙速に進めず、改正地租への切り換えは、かならずしも府県単位ではなく、郡でも区（大区や小区）でも作業が終わったところから実施する。

これは、5年分から地価課税に転換しようとした拙速主義の失敗から、その反省に立ってとられたと見られる、漸進主義の新方針である。

- 9 改租の作業が終了するまで、従来の税法のままに据え置く。

漸進主義の建て前の一方で、この規定は4の地租引き下げの約束とともに、人民の自発的な協力を誘引し、作業の促成を期したい本音を示しているといえよう。

地租改正法の公布後、政府部内の政争はいよいよ激しくなり、その焦点も征韓論の採否に絞られ、ついには西郷隆盛ら5参議とその同調者が一斉に下野し、政府が事実上大分裂する明治6年10月政変が起こったのである⁷⁸⁾。政府は、この難局を打開すべく、立憲政体を導入するための政体取調に着手するとともに⁷⁹⁾、内務省を創設して殖産興業と治安維持に重点を置いて諸改革を整理し内政の建て直しをはかろうとした⁸⁰⁾。一方、下野派は、板垣退助らが政府に民撰議院設立建白書を突きつけて、その即時開設を迫る一方、江藤らが佐賀で挙兵した。政変後、政府の実質的な最高指導者となった大久保利通は、佐賀に赴いて反乱を鎮圧し⁸¹⁾、さらに西郷の膝下に結集している鹿児島県士族の暴発を防ぐため台湾に彼らを出兵させ、それによる清との紛争を北京に向いて解決した⁸²⁾。

こうした政局の混乱は、地租改正事業にも大きな影を落とした。壬申地券の交付作業が立ち遅れていたこともあったが、7年(1874)までに事業に着手した府県は全体の6割弱にとどまっている⁸³⁾。しかも、同年末には、各府県から出された改租案を検討した大蔵省は、大幅な税収減となる結果予想を立てざるを得なくなった⁸⁴⁾。

7年11月26日に北京から帰国した大久保は、ほぼ1年間の空白を取り戻すべく、国内での活動を再開した。翌8年(1875)2月の大阪会議で、板垣と、台湾出兵に反対して下野していた木戸孝允を参議に復職させ、彼らとの約束に従って、同年4月14日付で「漸次立憲政体樹立の詔」を出す⁸⁵⁾。また、殖産興業と貿易収支の均衡をはかり、国産の拡大に重点を置いた産業・経済政策を打ち出す⁸⁶⁾とともに、財政改善の大前提となる地租改正事業の建て直しと推進に自ら乗り出したのである。

8年3月24日付で内閣の直属機関として地租改正事務局を設置し、大蔵・内務両省から担当者を集め、自身がその総裁となった⁸⁷⁾。そして、同年

8月30日付で、事業の完了期限を翌九年とするとともに、郡や区を単位とした改租の実施を認める方針を撤回する⁸⁸⁾。地租改正法が建て前として規定していた漸進主義の作業方針は、ここに拙速主義へと転換されたのである。これと並行して、各府県から出されていた改租案の見直しを指示した⁸⁹⁾。そこでは、結果的に人民の申告に重きを置く傾向となり、大幅な税収減の予想を招く原因となった、小作地に準拠した収穫量の見積もり方を、その査定にあたって地方官の裁量余地が大きい自作地に準拠する方式へと転換するよう指導した⁹⁰⁾。

こうして、地租改正事業は、8年に入り、ようやく本格化していったのである。

（二）新川県の地租改正方針案

『府県地租改正紀要』は旧新川県の項で、同県の改租事業は、管轄する越中国のうち、婦負・射水・砺波3郡が明治7年（1874）5月、残る新川郡が翌8年（1875）3月に着手された、と記録している⁹¹⁾。

前述したように、大蔵省は7年6月9日付で新川県に対して、市街地への壬申地券の交付を、富山町の武家地処分について再調査を指示したものの、一応許可している。これで、ようやく市街地へは壬申地券が交付できるようになったわけだが、『府県地租改正紀要』によれば、この大蔵省の回答指令を得る前月には、早くも改租事業に着手したという。

そうなると、郡村地への壬申地券の交付はどうなったのだろうか。「旧新川県誌稿」（「石川県史料」に含まれる）や『日報』などに公表された大蔵省と新川県の遣り取りを見る限り、どうもそれはなされなかったようである。つまり、新川県の場合、郡村地については壬申地券の交付はなされず⁹²⁾、改租事業を経て交付された改正地券のみであった、と見られる。しかも、後述するように、その交付時には、新川県は石川県に吸収合併されていた。したがって、新川県名での地券は、越中国の郡村地にはついに一度も交付されなかったものと見てよからう。

このように、新川県は、市街地への壬申地券を交付すると、直ちに郡村地を中心とした改租事業に取り組んでいったものと見られる。おそらく、大蔵省の回答指令を待つ間に、郡村地への壬申地券の交付作業を打ち切り、改租事業へ直行する方針を固めたのだろう。そして、『府県地租改正紀要』が新川県改租の着手時点とする7年5月以降に、改租方針策定の作業にとりかかったのであろう。

大蔵省は、8年12月24日付で『大蔵省租税寮改正局別報』に、新川県の改租案伺とそれへの回答指令を公表した。新川県の伺の内容は次の通りである⁹³⁾。なお、後述するように、同第9条の本文中で7年を「本年」としている箇所から見て、この伺は7年中、それも同条で言及されている大蔵省達第71号が布達された7月4日⁹⁴⁾以後に、大蔵省へ提出されたものと思われる。

第一条 地租改正ニ付テハ田畑地価積り方之儀、山間或ハ川添等ニテ常ニ水旱之憂アル場所ハ一村ノ内ニモ土地之善悪ニヨリ自カラ利朱ニ差等ヲ生シ候儀ハ必然之訳ニ付、心得書第五章ノ通、先ツ一村之合計上ニテ地価ヲ概算シ極度之利朱不超過時ハ之ヲ可ト定メ、一筆限之内、上中下何等ニモ分チ某地ハ何分、某地ハ何分之利ト計算シ、万一最下ノ地ニテ真価少キ時ハ尚実地ニ就キテ其实否ヲ檢シ、然シテ極度之利朱ヲ超ル分ハ無余儀次第ニ付、仮ニ之ヲ許シ取纏メ別途相同候積相心得候テ可然御座候哉

但、薄地之畑方ニテ麦・豆等蒔付候トモ実法無甲斐、随テ真価少ク又茶園ヲ仕立、未其利益ヲ得ルニ不至場所等、現今之実ヲ以、地価書出ス時ハ必低価ニシテ利朱ノ極度ヲ超ルモ難計、右様ノ場所調査之儀ハ総テ本条之通、相心得候テ可然御座候哉

(第二・三条は省略)

第四条 市街・郡村地子地之儀、六年第百一十一号本省御布達ニ照準改正之儀取調相同候処、從來無税之地ハ同之通沽券税発行御許可相成、地子米金ノ名義ヲ以、地租収入仕来候地ハ御詮議之次第有之、先以従前之通据置、市中税ト改称可致旨、御指令之处、地租改正ニ付テハ右市中税ハ相廢シ税額之儀、郡村並地租百分之三ヲ収入之積相心得候テ可然御座候哉

(第五条は原史料欠如)

第六条 市中税地之内、町税ト唱、地租之外、聊之税金別途収入仕来候場所所有之候処、何レモ往昔之所為ニテ原由判然不仕、人民於テハ戸別ニ賦課相納来候趣ニ有之、其余郡村之内ニハ右ニ類シ有名無実ニシテ地租之外、從來收税仕来候分モ相見へ候間、右様ノ場所ハ改正之際、廢税之見込ヲ以地価取調、追テ免税之儀上申仕候テ可然御座候哉

第七条 心得書第十八章ニ御掲載有之候種子・肥糞定率之儀、地味ノ善悪ニヨリ候テハ入費之差等多分之甲乙有之、海辺之薄地或ハ川添亦ハ山間ノ僻地等、入費多之地ヲモ総テ收穫米代之一割五分ヨリ超過スヘカラスト限リ候ハ、痴民之常情ヨリ却テ收穫米ヲ詐リ其正実ヲ失ヒ候様ノ儀可生哉ト掛念仕候間、右様之地ハ假令一割五分ヲ超ルトモ先ツ假ニ之ヲ可ト定メ諸般調査之上、尚失費之正実ヲ詳糺シ別途相同候積リ相心得候テ可然御座候哉

(第八条は原史料欠如)

第九条 湖沼等相応ノ町歩ニテ周囲数ヶ村之地先ニ接シ從來魚漁等之利潤有之收税仕来候得共、何村之進退トモ不相定、則官有地ニ付、地所処分之儀ハ

六年第百拾四号公布之通取計、收税之儀ハ本年第七十一号御本省御布達ニ照準、税目改称収入イタシ候儀ト相心得候テ可然御座候哉

(第十条は省略)

第十一条 田畑地価ノ儀、現在ノ体裁ヲ以各地価取定メ券状相渡候後、人民ノ勝手ニヨリ自作地ヲ小作地ニナシ又小作地ヲ自作地ニイタシ候共、売買上ニ於テ地価ノ昂低ヲ生シ候分ハ格別自作・小作ノ別ニヨリ地価ニ昂低・差違等無之上ハ最前取極候地価ノ儘据置候テ可然御座候哉

第十二条 市街・郡村トモ土地之便否或ハ好悪ニヨリテ地価ニ昂低ヲ生シ候ハ必然ノ儀、假令ハ人民輻湊シテ地価昂ルモアリ又之ニ反シテ日増ニ衰微シ低価イタスモアリ、或ハ用水懸リ之都合ニヨリ良田モ鹿田トナルニ至リ地税ハ前日之儘ニテ收税スルトキハ不公平相成候間、右様之地ハ更正ノ儀取調同之上、券状裏書ニ認メ相渡候積相心得候テ可然御座候哉

但、人民生業ノ都合ニヨリ地所売買イタシ自然券面地価ヨリ高価ニ売買イタシ候節、券状書替之儀ハ本条之通、裏書ニ認メ相渡候積相心得候テ可然御座候哉

第十三条 地租改正後、米価ハ勿論、諸物価ニ昂低有之候得ハ自然地価ニ高下出来候得共、更正之儀御布達有之候迄ハ其儘据置候儀ト相心得候テ可然御座候哉

(第十四条は原史料欠如、第十五条は省略)

第1条—地租改正における田畑の地価の見積もり方にあたって、山間地や河川周辺など、常に水害や旱魃の危険性に曝されている場所など、1つの村の中でも耕作地としての適否によって、地所

の資本還元計算に用いる利子率に差異が生ずるのは必然である。地租改正法の中の地方官心得書第五章に規定されている通り、申告された収穫量によって1村の地価総額を算出し、地方官の査定額との関係で、利子率が規定の限度を超過しない場合は、これを認める。そして、1筆の中で地所を上中下など何等級にも分け、地価を算定する。もし最下等の地所が適正な地価でないときは、実地検査を行なう。利子率の限度を超過する場合は、止むを得ないものとして、仮にこれを許す。ただし、地味の薄い畑で麦や豆などを蒔き付けても実りが少ない場所や、近来、茶畑にした所で、いまだ利益を上げるまでに至っていない場所などは、現在の収穫量に基づいて地価を申告するときは、かならず低い地価になり、利子率の限度を超過するかもしれない。そのような場所の検査はすべて地方官心得書に規定された通りに行なう。

第4条—前述したように、従来、「地子米金」などの名で賦課・徴収してきた分については、大蔵省でその処置を検討する予定だが、当面は「市中税」と改称した上で従来通り収税せよ、と指令されていたが、この「市中税」を廃止して、郡村地と同様、地価の3パーセントを地租として徴収する。

第6条—「市中税」の中に「町税」と称して、若干の額を戸別割で賦課・徴収しているものがあり、同様の有名無実の課税が郡村地でもなされているが、これらは廃止する。

第7条—地方官心得書第18章に規定されている種子や肥料の代金の上限について、耕作地の地味に関わらず墨守した場合、愚かな人民の常で、かえって収穫量などの不当申告を招きかねないから、海や河川、山間などの地味の薄い地所については、右の上限を超過するものも認める。

第9条—湖や沼など、数ヶ村に接して、そこでの漁獲に対して従来課税がなされてきたが、どの村の所有と決められないものは、6年3月25日付の府県宛の太政官布告第114号で布達された「地所名称区別」⁹⁵⁾に従って官有地とし、本年（7年）7月4日付の府県宛の大蔵省達第71号での規定に

従い、税目を改称して収税する。

第11条—田畑の地価は、人民が自由に自作地を小作地に変更するなどしても、売買により地価に変動が起こらない限り、改正地券に記載した地価を変更しない。

第12条—市街地・郡村地とも地価に変動が起こるのは必然だから、改正地券に記載された地価を据え置いたまま課税を続けると不公平を生ずる。そこで、そのような地価の変動は、調査の上、大蔵省に伺い出て許可を得た後、地券に裏書きして地価を変更する。なお、そうした裏書きによる地価の変更は、当該地所が売買され、地価に変動が起きた場合に実施する。

第13条—地租改正後、米価をはじめ諸物価の変動にともない地価も変動するが、地価一般の変更は、大蔵省の指示があるまで実施しない。

（二）大蔵省の回答指令

以上の新川県の伺に対して、大蔵省は次のように回答指令を発している⁹⁶⁾。なお、この大蔵省の回答指令も、同第13条の本文中で7年を「本年」としている箇所から見て、7年中に出されたものと思われる。

伺之趣、第一条ノ肥瘠ハ収穫ニ関シ候間、一筆限り利朱之差等ハ無之筈ニ付、便否・好悪ニ就テ区画ヲ分子差等ヲ設候様可致、尤モ最下ト雖モ至極不便之地ニ無之分ハ利朱極度ヲ超過候儀無之筈ニ候事

（第一条但書、第二・三条は省略）

第六条 廢税ノ儀ハ新旧税額比較表差出候節、一同可申立事

第七条 肥糞料割五分引之儀ハ通常之定率ヲ設候儀ニ付、増損イタシ候儀ハ難聞届候事

第九条 官有湖沼地収税之儀ハ借地料収入スベキ分ニ候哉、又ハ漁獲税収入スベキ分ニ候哉、分界見込取調、尚可申立事

第十一条 現在自作・小作之体裁ニ寄算出之地価差違ヲ生シ候見込之分ハ地

主・小作人之取引上確当ヲ不得モノニ可有之候ニ付、総テ收穫ニ寄地価算出可致、尤売買ニヨリ検査之真価ト昂低相生シ候共、人民供給之緩急ニテ情勢相異リ候儀ハ比々有之儀ニ付、最初取定之地価ニヨリ五ヶ年ハ収租候儀ト可相心得事

第十二条 改正後、売買上地価昂低トモ最初取定候地価ニ拠り収税候ハ勿論ニ候得共、地形之変更等昂低ノ所由判然確摺有之地ハ事故ヲ陳述可伺出事

第十三条 改正後地価昂低之儀ハ本年五拾三号公布之通、可相心得事

(第一四条は原史料欠如、第一五条は省略) 右之外、申立之通、可相心得事

第1条—收穫量に関わる利率が1筆の地所の中で異なるはずはないから、地味によって1村内を区画してそれぞれの利率を決めよ。ただし、地味が最低の地所だとしても、よほど不便なところでない限り、限度を超過するはずはない。

第6条—市中税の廃止は、「新旧税額比較表」を提出する際に、他の免税分と一括して、あらためて上申せよ。

第7条—種肥代は通常の場合を定率化したもので、その増減は認めない。

第9条—官有地の湖沼地の収税については、借地料と漁獲税を区分して、あらためて上申せよ。

第11条—小作地に準拠して收穫量を見積もる方式は適正な結果を得られないので、すべて自作地に準拠する方式に切り換えよ。また、売買にともない地価が変動しても、地所の需給関係に左右されるものだから、最初に決定した地価で今後五年間は収税せよ。

第12条—地形の変更など、理由が明白な地価の変動については、その理由を明記して地価の変更を上申せよ。

第13条—改正後の地価の変更については、本年(7年)5月12日付の太政官布告第53号による地

租改正条例第8章追加に従え。

なお、同章では次のように定められている⁹⁷⁾。

地租改正後、売買ノ間、地価ノ増減ヲ生シ候共、改正ノ年ヨリ五箇年ノ間ハ最初取定メ候地価ニ拠り収税致スヘキ事

但、地価昂低ヲ生シ候節ハ券状裏面ヘ其地方官ニ於テ朱書ニテ記シ置可申事

新川県の改租案は、第1条の利率と第7条の種肥代についてともに規定限度を超過することを求めている点に見られるように、改租作業への人民の協力を得るために、地租改正法を弾力的に運用しようとする姿勢が読み取れよう。これは、第11・12・13条の売買や物価の変動を地価に反映させ、それを絶えず実勢に近づけて、課税の不公平を防止しようとする発想にも現れている。しかし、弾力的な法運用案はすべて却下され、地価の変更は五年間凍結する方針が下達される。

さらに、第11条への回答指令で、小作地準拠方式が地租改正法でのより適正な結果が得られるとした理由を180度反転させて撤回され、自作地準拠方式への転換が指示されている。この方針転換は7年5月6日頃になされた⁹⁸⁾と見られているが、新川県の改租案はそれ以後に提出されているので、こうした指示がなされるのは当然だったと言えよう。もっとも、新川県の同がそうした時点で出されていることは、当初、この方針転換が各府県に十分に周知されていなかったか、あるいはその支持を得られなかったか、そのいずれか、あるいは両方を物語っているように。

なお、第6条で、新川県は戸数割を廃止しようとしている。その背景には、これをとるに足らない、有名無実なものと考えていることがある。しかし、戸数割は、近世以来の町村にとって不可欠の自治財源であり、後年、地方財政における比重を次第に高めていくこととなる⁹⁹⁾。はからずも、ここに新川県による地域掌握の水準を垣間見ることができよう。

(三) 地租改正の実施

新川県は、明治9年(1876)1月23日付で大蔵

省に、次のように上申している¹⁰⁰⁾。

当管下越中国ノ儀、^(「脱」カ)治県以来、一昨七年マテ旧来租法御据置相願、地租帳差出来候処、地租改正御布告後、一ト際協議ヲ尽シ各区々長共呼寄、御趣意貫徹候様及説諭、昨八年着手以来、四郡ノ内、射水・砺波両郡ハ同年中実地検査相済、地租改正事務局官員立会、方今専ラ収穫取調中、婦負郡ノ儀モ既ニ本月ニ至リ実地検査相済、収穫取調方精々尽力罷在候間、右三郡ハ取束、当三月中ニ改正額上申、明治八年ヨリ^(「新」カ)雑税ニ相願候積リニ有之、新川郡ノ儀、実地検査済ノ分モ有之候ヘトモ前三郡ニハ難比、本年ヨリ改正ノ儀、上申可仕見込ニ付、右ハ昨八年分旧慣御据置ニ相願、地租帳可差出管ノ処、前三郡ニモ従来地租帳ニ組差出来候山野税ノ内ニ今般地租改正収穫ニ可組込分モ有之、又可据置分モ有之、調査中ニテ決定難仕、然ニ地租帳差出候後、彼是引直方申立候様ニテハ甚不都合ニ御座候間、三郡ハ改正収穫上申ノ節ニ至リ地租帳差出申度、尤地租帳組ノ分ハ明治七年通、旧慣御据置可被下候、此段上申候也

新川県管轄下の越中国では、廃藩置県以来、7年分まで旧来の貢租のまま据え置き、その収税額を記載した「地租帳」を大蔵省へ提出してきた。地租改正法の公布後、県庁内で十分に検討して実施方針を策定し、管内各区の区長たちを県庁に招集してその周知徹底をはかった上で、実際の改租作業には昨8年(1875)に入ってからとりかかった。

その結果、射水・砺波両郡は、同年中に「実地検査」(地押丈量)を済ませ、現在(9年1月)、地租改正事務局から出張してきた官員の立ち会いの下で「収穫取調」(収穫量の査定)を行なっている。婦負郡は、今月(1月)には地押丈量を済ませ、収穫量の査定を始めたところである。これらの3郡は、取りまとめて、本年(9年)3月中には改租案を上申し、昨8年分から「新税」(改正地租)で収税したい。

しかし、新川郡は、地押丈量を済ませたところ

もあるが、他の3郡と同様には作業が進捗せず、本年分からの改租を上申する予定なので、昨8年分は旧来の貢租で収税することをお許し願ひ、「地租帳」もその形で提出したい。

ところで、この「地租帳」だが、先の3郡でも山林原野の改租が未完であり、現状のままその林野も組み入れて、それを作成すると、後日、訂正せざるを得なくなり、不都合である。そこで、3郡の「地租帳」の林野の部分については、林野改租が完了するまでは7年までと同様、旧来の貢租を記載する形をとることをお許し願ひたい。

こうした新川県の上申に対して、大蔵省は、同年2月7日付で、「上申之趣、聞置候条、為照会^(マフ)国寄概略取調差出置可申事」と許可している¹⁰¹⁾。

この新川県の上申には、同県における改租事業の展開過程が示されている。前述したように、新川県の改租方針案に対して、7年末までには修正指示を含む大蔵省の回答指令が出されているから、修正された作業方針はおそらく翌8年の、そう遅くない時期には確定し、実際の作業が始まったものと見られる。後述するように、地租改正事務局から派遣されてきた官員は同局7等出仕詫摩之武と同15等出仕井伊滋らで、彼らは8年9月に新川県に到着して県官との協議に入り、改租作業方針を点検・確認した上で、実地調査に取りかかっている(後出の両官員の復命書を参照)。その後の作業の進捗状況は、9年1月の時点で、射水・砺波・婦負の3郡は地押丈量が終了し収穫量の査定にとりかかっているが、新川郡はまだ地押丈量が終了せず、また林野については先の3郡でも作業中というものだった。

このように、事業は半途をようやく越えたといった状態だったが、新川県としては、先行する3郡について、林野を除き、9年3月中にはその改租案を上申しようとしている。もちろん、その背景には前述した政府の拙速方針がある。

しかし、3月中の改租案上申は無理だった。地租改正事務局は、9年4月10日付で『地租改正事務局日報』に、次のような新川県の同と、それに対する同局の回答指令を公表している¹⁰²⁾。

地租改正ノ儀、婦負・射水・砺波三郡ハ調査整頓、三月中上申、八年分ヨリ新税施行致シ度処、積雪ニテ見込通り運ヒ兼候間、四月三十日迄延期致シ度旨

【右指令】

上申之趣、聞届候、尤凡積租額ハ成規ノ通、収納可取計事

新川県は、積雪を理由に、改租実施案の提出を9年4月30日まで延期を願い出て許可されている。ただし、改租の見込額での8年分の収税が指示されている。しかし、同年4月18日付の太政官布告第53号で、新川県は廃止され、その管轄区域は石川県に合併されてしまう¹⁰³⁾。ただ、改租実施案は、合併以前に旧新川県当局の手で完成されており、同年5月付の次の引継書をもって石川県へ引き渡された¹⁰⁴⁾。

当県地租改正ニ付テハ追々上申ニモ及置候通、越中国ハ従前ヨリ無検地ニテ反別ノ扱及田畑等ノ区別無之、一免相・永定免ニテ地租皆米納致来、然シテ中古以来手上高・手上免或ハ稼免等ノ称呼ニテ海ニ浜シ山ニ隣リ其他凡余業アルノ村々ハ夫々見図ヲ以て免上致シ来候趣ニテ普通ノ地租法ト相異リ地位ニ見合頗ル苛酷ノ税法ニ有之、是ヲ以テ旧法一個ノ耕地・一筆ノ地所タリトモ作毛不熟ナルトキハ償米ト称シ不熟可相償ノ米額別途ニ官ヨリ下付致シ来り候、地形ハ三面飛信加越能ニ接続シ連嶽圍繞、一面ハ北海ニ臨ミ航海運搬ノ弁利悪敷、且大小ノ川々百余流、何レモ激流ニテ年々水害不少、耕地・用水路等水源遠キモノハ七八里、近キモノ二三里ニ下ラス、故ニ其修繕費額又夥多也、人民ハ概ネ力農ニテ耕耘最勩勵、田方肥糞ハ鱗ヲ用ユ、凡一年ノ輸入スル量目百万貫ノ多ニ至ル、然シテ新県以来租法ハ旧ニ依リ候得共、償米相廢シ候故、従前ニ比シ尚一層ノ苛法ニ当リ、因テ人民拳テ改正企望罷在、然ル処前条ノ土地柄故、着手ノ始ヨリ丁寧反覆輕率疎漏ノ過失無之様、篤ク注意致シ僚属ハ勿論、人民一同協心戮力、実地ノ丈量・田畑ノ経界・官民ノ区別等、詳細調理行

届候ニ付、既ニ租税寮属吏出張ノ義及上申候処、即チ為協議七等出仕詫摩之武及井伊滋等出張相成、全国四郡ノ内、婦負・射水・砺波ノ三郡ハ明治八年分ヨリ新税施行ノ積ヲ以テ量地ハ勿論、收穫検査ノ順序等、實際ノ景況ヲ審案シ彼我互ニ討論到底、明治六年ノ上論ヲ奉行仕、土地ノ肥瘠・耕耘ノ難易・收穫ノ多寡・地価ノ当否等百般協議ノ末、総テ御成規ニ基キ精密及検査、聊寛慢苛酷ノ措置無之、公平画一・実地適当ニ検査行届候見込ニ付、人民願ノ通、右三郡ハ昨八年分ヨリ新税施行ノ義許可相成度、尚實際ノ形状等ハ委曲出張官員詫摩之武等へ御訊問被成度、因テ新旧税額比較表相副差進申候、最新川郡及全国山地ノ義ハ引続キ諸般調査ノ上、租法改正可及上申筈ノ処、今般廢県ノ御達有之候ニ付、其事ヲ不果候、前条ノ次第二付、至急其筋へ御上申有之度候也

明治九年五月

旧新川県令 山田秀典

石川県令 桐山純孝殿

この引継書の内容は、おおよそ次の通りである。

- 1 越中国は「無検地」で、田畑の地種・地目・地位などの区別なく、すべての高請地が一律の年貢額に固定され変更が認められない「一免相・永定免」だった。海村や山村などは、(高請地が少ないため)農外余業の収益を見込んで所持高を引き上げる「手上高」や、同様に年貢率を引き上げる「手上免」あるいは「稼免」の措置がとられていた。このように、越中国では、他国に一般に見られる貢租の賦課方法とは異なり、地所の地位に不相応な大変「苛酷」な税法がとられていた。ただし、(それを緩和するため)不作のときは、相應の「償米」を支給していた。
- 2 越中国の地形は、三方を飛騨・信濃・越後・加賀・能登の5ヶ国の山岳に囲まれ、一方を海に面し、水陸とも物資輸送の便が悪い。そして、大小100余の、いずれも激流の河川が流れ、水害が少なくない。農業用水の水源

地は遠く、その修繕費用は多額に上っている。

- 3 人民の大多数は農業に精励している「力農」で、田畑の耕耘にはとくに努力し、肥料には鯀の魚肥を用いて、その年間県内移入量は100万貫に達する。
- 4 廃藩置県後、税法は旧来のままに据え置かれたが、「償米」の制度が廃止されたため、実質的には従前より一層に「苛法」となった。
- 5 そのような事情で、人民は地租改正に大きな期待を寄せていたが、以上のような土地柄を考慮して、改租事業にはその着手当初より慎重を期し、官民協力の下、地所の測量・境界画定・官民有区分などの調査を実施した。そこで、大蔵省租税寮（改正局）へ検査のための官員派遣を要請し、詫摩之武と井伊滋らが出張してきた。
- 6 出張官員により地所の測量や、人民から申告された収穫量の検査手続きなどの点検を受け、彼らと協議した結果、越中国四郡の内、婦負・射水・砺波の3郡については、地位・収穫量・耕耘の難易度・地価などの評価が適法であることが確認され、人民の願いの通り、明治8年分から改正地租を賦課・徴収することに内定した。新川郡および山林原野については、引き続き改租事業を進めることとなった。
- 7 以上の改租結果の許可を大蔵省に上申しようとしていた矢先、新川郡が廃止となった。
- 8 このような経緯を、石川県から「其筋」（地租改正事務局）へ至急上申してほしい。

石川県は、この新川郡からの引継書を、次のような添書を付して、そのまま地租改正事務局へ提出した¹⁰⁵⁾。

旧新川郡管下越中国地租改正ノ義ハ先ツ婦負・射水・砺波ノ三郡耕宅地昨明治八年貢租ヨリ改正ノ積リヲ以テ反別丈量、収穫・地価調査方及着手、御局七等出仕詫摩之武外壺名為協議出張相成、百般協議ヲ遂、本年四月ニ至リ調査済に相成候ニ付、改租許可ノ義可同出積リノ処、廢県ノ御達有之候ニ付、別紙新

旧税額比較表並指引書引送、実地適当ニ調査シ聊不公平ノ義無之趣、旧県令山田秀典書面ノ通りニ有之、猶實際ノ景況ハ詫摩之武等暨此度為何方上京申付候掛リ官員へ御下問被成下兼テ旧県ヨリ伺済ノ通、昨明治八年ヨリ改租ノ義御許可被下度、依テ前頭比較表等並山田秀典書面相添相伺候

添書の内容は、越中国婦負・射水・砺波3郡の耕宅地について、旧新川郡からの要請通り、改租を許可願いたい、詳しい事情は帰京した詫摩ら中央からの派遣官員と上京させた石川県の担当官員に聞いてほしい、というものだった。ただし、そこに問題がなかったわけではなかった。その点については、次の追申を付して稟議している¹⁰⁶⁾。

追テ富山町沽券地並新川郡耕宅地等改租ノ義ハ方今反別丈量中ノ義ニ候得トモ今回御局八等出仕入沢敏行更ニ出張被命候由ニ付、猶着県ノ上ハ百事遂協議精誠督励、収穫・地価等引続調査ノ上、相伺可申候、且砺波郡ノ内、佐野村外壺ヶ村ノ義ハ村民申立ノ収穫・地価不適当ニ付、旧県於テ反覆説諭モ有之候得共、到底承伏不致ニ付検見法施行ノ積ヲ以テ相除キ改正同ノ儀、旧県ヨリ引請候処、其後本年第六十八号御達^(布告)ニヨリ尚本局出張官協議ノ上、兼テ相当ト見込候収穫・地価ニテ地券税施行ノ義申渡候積ヲ以テ引送りノ表面及ヒ属書トモ夫々更正仕置候、將婦負郡市街地ハ素ヨリ富山市街^(市街)中ノ一部分ニシテ沽券地ニ有之、然ル処、旧県於テ本郡調査ノ際、追テ富山町一同改正、尤地租ハ三郡同様昨八年ヨリ改租ノ積ヲ以テ相除キ置候趣候得共、本局出張官見込協議ノ次第モ有之、此度金沢町外三ヶ町沽券地本年ヨリ改租ノ儀、特許相成候上ハ右市街ニ限り昨年へ溯リ改租候テハ一管内両途ノ処分ニ涉リ不都合ニ可有之、且人民於テ紛議ヲ可生ハ必然ト存候間、富山町へ組込、本年ヨリ改租ノ儀、追テ相伺可申候、此段添テ相伺候也

この追申の内容は、おおよそ次の通りである。

- 1 富山町の市街地と、新川郡の耕宅地の改租

作業は、現在、地所の測量中であるが、地租改正事務局からさらに同局8等出仕入沢敏行も派遣されるとのことなので、同官員の到着後、作業の全般にわたり協議した上で、収穫量と地価の調査を督促し、改租結果を上申したい。

- 2 砺波郡佐野村については、村民が申告した収穫量と地価が不適切なので、改めるよう再三指導したが、どうしても承服しない。そこで、旧新川県では、同村について、(地租改正法の規定に従って)検見法で8年分の貢租を賦課・徴収する方針をとり、改租結果の上申から除外することとした。以上を旧新川県から引き継いでいたが、本年(9年)5月12日付で太政官布告第68号が出された¹⁰⁷⁾。そこで、出張官員と協議した上で、同村について、県側が見込んだ収穫量と地価によって改租を実施する方針に切り替え、そのように上申書類も改めた。
- 3 富山町の市街地は、(その大半が)新川郡に属しているが、その一部は婦負郡である。旧新川県では、婦負郡所属の市街地について、新川郡の改組作業に組み入れることとし、今回の改租結果の上申から除外するが、改正地租の施行は(婦負郡の他の耕宅地と同様)8年分からとする方針をとった。しかし、石川県では、出張官員との協議をふまえ、また金沢町ほか3ヶ町(大聖寺・小松・七尾)の市街地について、本年分から改正地租を賦課・徴収することをとくに許可されており、富山町の市街地の婦負郡所属地域のみ8年分に遡及して改正地租を賦課・徴収するというのは、同一管内で二様の行政処分を行なったこととなり不都合であるとともに、人民との紛議を生ずるのは必然だと考えた。そこで、当該地域についても、富山町の新川郡所属地域と同様、本年分から改正地租を賦課・徴収することとしたい。

石川県の追申からは2つの傾向が読み取れよう。

- 1つは、砺波郡佐野村の不服処分に見られる。

前述したように、8年に入ってから、減租結果を予防するとともに、改租事業を拙速的に強行する方針への転換が明確となる。石川県による、同村の不服処分の変更は、郡村耕宅地がこの方針転換の主対象だったことを示していよう。

もう1つは、富山町の市街地の婦負郡所属地域の処分に見られる。旧新川県の処分案は、同一郡所属地域間の不公平を回避するという属地優先の発想に基づく措置と言えよう。これに対して、石川県の処分変更案は、市街地間の公平性の確保という立場からのものである。その限りでは、一見したところ、両案の差異は、所属郡と市街地の、いずれの属地と看做すか、という選択の問題に見える。しかし、富山町と金沢町が、どちらも士族住民が多い旧城下町という共通点に目を向ければ、その選択の根底に属人優先の発想が横たわっていることに気づくだろう。また、改租施行を一年繰り延べるといふのだから、そこに先の方針転換が投影した形跡は認められまい。

この2つの傾向を比較考量するとき、改租事業全体において、市街地改租がどのような政策的位置を付与されていたか、またその際における士族住民への配慮の有無、またそれがあるとすればどの程度のものであったか、といった問題について示唆を得るところがあるのではなからうか¹⁰⁸⁾。

こうした石川県の動きに合わせて、同年6月付で、地租改正事務局7等出仕の詫摩之武から、旧新川県管下3郡についての点検結果の復命と、その8年分からの改租実施許可の上申が、以下の如く概括的になされている¹⁰⁹⁾。

之武客歳石川・新川・敦賀ノ諸県地租改正ノ事ヲ整理スヘキノ命ヲ奉シ先ツ新川ニ至リ県官ト共ニ降手ノ順序得失ヲ討議シ随井伊滋ヲシテ其調理ニ従事セシメ相俱ニ実地ヲ点検シ又タ転シテ加越ノ間ヲ来往シ土地ノ沃瘠・地勢便否ノ如キ苟モ改租ニ関スルコトハ詳悉聞見ヲ尽シ彼此平準ヲ得ルヲ信セリ、于茲旧新川県所轄スルモノ三郡整頓ニ至リ今將ニ復命ス、若夫新旧税額ノ比較其他精細ノ事情ハ別紙復命書ニ譲リ不復贅、冀クハ該県申牒ヲ

採納シ明治八年ヨリ改租ノ命アランコトヲ

明治九年六月

地租改正事務局七等出仕

詫摩之武

地租改正事務局總裁

大久保利通殿

詫摩が詳細な「別紙復命書」としたものは、次のように、同15等出仕の井伊滋から提出されている¹¹⁰⁾。

旧新川県地租改正ニ付、詫摩之武随行ノ命ヲ奉シ客歳九月該県ニ至リ百般県官ト協議シ公平画一ノ御旨意ヲ奉戴シ之武同様実地ニ就キ屢勉調査ヲ遂ケ今日功ヲ奏スルニ至リ、謹テ茲ニ復命ス、蓋シ該県越中ノ地形タルヤ(以下の地理的説明は引用を省略)、本国ハ旧金沢藩本藩・高田藩・新田藩・旧富山藩魚沼藩・新田藩ノノ管轄ニシテ其制タル貳百四拾歩ヲ以テ高壹石ニ充ルノ称アレトモ歲月ノ久シキ高ニ増減アリ、而テ地ニ変更アリ、今日徴スルニ足ラス、爾來貢租ノ増減ハ只高ニ摺テ段別ニ関セサレハ官ニ於テハ段別・地種今般地種毎ニ旧高・貢租ヲ区分セシモノハ字村方協議ノ上ニテ分配セシ方分額面ニ換ル記載セシ帳簿ナク人民ニ於テハ地ニ定主ナシ、故ニ凡毎二十ヶ年ニ村民協議シ一村総体ノ属地ヲ丈量シ地味ノ美悪ニ因テ合盛米合盛米ノ量ヲ定メ其合盛額ニ応シ持高ニ応スル地ヲ分配シ之レヲ詳記スルヲ万歩帳ト云ヒ寸地モ洩スコトナク緻密ニ調理スト雖トモ元來合盛額ニ適スルヲ主トシ整理セシモノナレハ或ハ影引ヲ加ヘ或ハ川縁・山地ヲ合テ高壹石ニ充ツトシ其方法協議適宜ニ出ルヲ以テ耕地ノ実量ヲ知ルコト能ハス、只其便宜ヲ得ルハ從來割替地ノ慣習アルヲ以テ竿取人或ハ竿取人ト稱スト稱シテ量地ニ熟シタル者アリ、各村ニ於テ之ヲ備入シ丈量セシヲ以テ其法自ラ密ナリ、其高ニ摺テ貢租ヲ徴スルヤ旧藩寛文十年ノ改革ニテ村高記載ノ書面ニ藩主ノ名印ヲ署シ各村ニ下付セシヲ村御印ト稱セリ、本高ノ外ニ損地起返ノ類ニテ定免ニ至ルモノヲ分卦高ト云ヒ、新開地ノ定免ニ至ルモノヲ極高新開極高新開ノ段別ノ段別ト云ヒ、年々税ニ増減アルモノヲ請高新開極高新開ノ段別ノ段別ト云フ、其

石高ヲ定ムルノ創始ハ邈乎タレトモ慶安四年以降郡ニ開作奉行(改)邊土ヲ以テアリ、組ニ三十ヶ村ノ至テ十村扶持人、人民里正ナリ、人民之ヲ任スアリ、其十村扶持人ナルモノハ実地熟達ノ者ニシテ各村地味ノ熟否及ヒ開墾地等ハ勿論、山辺薪炭ノ利・海浜漁獲ノ益ヲ察シテ其高ヲ増加シ、或ハ農ニ勉勵シ寛祐ノ景況アルト見ルトキハ高ヲ増シ免ヲ進ルアリ、之ヲ手上高・手上免ト云フ、十村部下ニ於テ増額ノ多キヲトキハ其十村へ官ヨリ賞米ヲ給ス、之レヲ扶持人ト云フ、又タ増税ノ甚シキニ堪サル人民アレハ官ヨリ米ヲ下与ス、之レヲ取扱米ト稱ス、其取扱ノ米額明治元辰年ヨリ同三年迄三ヶ年平均一ヶ年分三郡ニテ米五万貳千五百貳拾貳石余此代金四拾六万六千七百円余、其高年額・諸藩ノ額多ク輸入アリ、旧藩引讓ノ際、三郡ニテ貢額米貳拾六万貳千五百拾九石石高代金ハ検査田ヲ以テ算スレハ貳割七糸余ニ当ル、則チ今般減租ヲ生スル第一理ナリ、是ヲ以テ案スルニ旧藩制ハ徴収スヘキハ徴シ、而テ下与スヘキハ給スルノ氣脈ナランカ、又タ養水費ノ官ヨリ支給スル分ハ婦負郡ニ金千六百円余明治七・八兩年ノ調査ニ由リ、年額ニ換テ、其高年額・諸藩ノ額多ク輸入アリ、郡費支給ノ分額ノ際、郡費ニ改正スルモノ數ヶ所ニテ民費ヲ合テ金貳拾五万円余明治七・八兩年ノ調査ニ由リ、年額ニ換テ、其高年額・諸藩ノ額多ク輸入アリ、則チ其官費・郡費ニ係ル者ハ此際悉皆相廢シ、定則ノ村費ヨリ超過スルモノハ利度ヲ以テ作用シ、其極度ニ超過スルモノハ畑成ノ処分ニ及ヘリ、是レ減租スル第二ナリ、又タ收穫ヲ査定スル、素ヨリ地位ヲ勘案スルハ言ヲ埃タス、再四県官ト協議シ適當ノ斗量ヲ定メ傍ラ各村ノ万歩帳ニ基キ万歩帳ノ金沢藩管下ニテ加賀國ノ轍ヲ踏ミ合盛倍額ヲ目的トシ着手スルニ、其額高度ハ壹段歩壹段歩ノ斗量壹石七八斗一斗ノ斗量、之ニ一倍スレハ三石五斗内外ニ当レリ、其肥糞料ヲ算スルニ收穫ノ三割以上ニ出ルモアリ肥糞ノ斗量トシテ、其輸入ノ額、其低度ナルモノハ普通額外ヲ三四斗内外、然ルニ検査ノ收穫低度ナルハ概ネ倍額ヨリ超過スト雖トモ、其高度ナルモノニ至リテハ実事倍額ヲ徴収シ能ハサル者許多ナリ、是レ則チ旧租苛斂ノ事故アツテ然ナランカ、到底射水・砺波両郡ニテ田地合盛米倍額ヨリ査定ノ收穫壹割壹分余

ノ減差ヲ生セリ、蓋シ本国ハ平坦広濶、海浜・山辺僅々ノ漁獲・薪材等ノ利潤アルノミ、他ハ拳テ農ヲ以テ生營ノ本務トス、故ニ小作人等ノ地ヲ望ムコト多ク、從テ地主ニ権力アリ、加賀ト聊其情態ヲ異ニシ差ヲ生スル者ト雖トモ收穫ノ適実ニ至テハ毫モ彼是平ヲ誤ルコトナキモノトス、其額員ハ別紙差引書ニ掲載ノ如ク新租ノ減額金貳拾万八千五百四拾五円七拾壹錢六厘余、其差式割三分七厘六余ニ当ルモノハ前陳ノ所由ヨリ生スルモノニシテ、收穫ノ適実ヲ要スルトキハ然ラサルヲ得サル儀ト見込候ニ付キ、本県申立ノ地価ヲ以テ明治八年ノ租ヨリ改正御許可相成候様致度、此段上申候也

明治九年六月

地租改正事務局十五等出仕

井伊 滋

地租改正事務局総裁

大久保利通殿

井伊の詳細な復命書の内容は、おおよそ次の通りである。

- 1 詫摩之武に随行して、前年（8年）9月に旧新川県に到着し、同県の改租事業について、同県官と協議し、また実地に検査して、ここに復命するに至った。
- 2 旧新川県の地形(以下の地理的説明は省略)。
- 3 越中国は、射水・砺波両郡と新川郡の一部が旧金沢藩、婦負郡と新川郡の一部が旧富山藩の管轄下にあった。同国では、田畑の面積が240歩あれば、石高が1石あるものと看做す慣習があったが、歳月を経るうちに、石高も増減し、地所の状態も変化して、今日ではこの慣習は参考にはならない。
- 4 旧藩の貢租は、もっぱら所持高に賦課され、(それに対応する地所の)面積には関係なかったため、旧藩の役所には地所の面積や地種を記載した帳簿類はなかった。
- 5 また、人民の間でも、個々の地所に定まった所持者はいなかった。そこで、およそ20ヶ年ごとに村民が協議して1村総体に所属する

地所を測量し、地位の状態を考慮して、小作料である「合盛米」を定め、(各村民が負担する)小作料総額と所持高に相応する地所を配分して、その結果を詳細に記載した「万歩帳」を作成した。(この割地慣行の下では)僅かな地所でも洩れなく、緻密に調査し配分された。しかし、(この割地慣行は)元来、小作料総額(を的確な地所の配分によって確保すること)に適した仕組みだった。そこでは、(分配の対象から一部の地所を除外する)「影引」がなされたり、河川敷や山林などを合算して石高1石に相当する地所と(して配分)されたりしている。このように、(割地の)実施方法は村民間の協議で適宜合意されたものだったので、耕地の面積などの実態を(「万歩帳」から)把握することはできない。ただ、この「割替地ノ慣習」(割地慣行)があるため、「竿取人」という測量技術の熟達者がおり、各村で彼らを雇って測量させたので、その技術が発達している(改租事業にとっての)便宜はある。

- 6 旧藩が実施した寛文10年(1670)の改革で、村高を記載した書面に藩主の名印を署判して各村に下付した「村御印」がある。本高以外の地所で、(年貢を免除された荒蕪地である)「損地」を再開墾し、(後日)定免となったものを「分卦高」という。新開地で定免となったもので、普通の反高場に当たるものを「極高新開」という。年々貢租が増減する、普通の大縄場に当たるものを「請高新開」という。
- 7 村高や新開地の石高を定めた経緯は不明だが、慶安4年(1651)以降、郡に改作奉行が置かれ、藩士が任命された。30ないし60ヶ村を編成した「組」ごとに、人民の中から選任された「十村扶持人」がいた。「十村扶持人」は、(村方の統治や農政の実務に)実地に熟達しており、各村の地味の熟否及や開墾地の実状などは勿論、山村での薪炭生産や、海村での漁獲などの収益を把握して、それらの村高を増加した。また、豊作の場合は、村の石

高や年貢率を引き上げた。これを「手上高」とか「手上免」という。「十村」は、その管轄区域で(年貢徴収額の)増額が多かったときは、旧藩からその「十村」へ「賞米」が支給された。こういう「十村」を「扶持人」という。

- 8 貢租の負担に耐え得ない人民がいれば、旧藩から(救恤のため)「取扱米」を支給していた。この「取扱米」の総額は、明治元年(1868)より3年(1870)までの3ヶ年を平均すると、1ヶ年分が3郡で米52,522石余に上る。廃藩時の三郡の貢租総額は米262,519石なので、「取扱米」の総額はその2割7条余(20,007パーセント余)に当たる。すなわち、これが、今般、減租の結果を生じた第1の原因である。以上から考えると、旧藩の支配では、「(人民から)取れる貢租は取るが、(救恤が)必要なら支給する」という方針がとられていたのだろうか。
- 9 用水(修築)費は、婦負郡の場合、旧藩以来の官費が金1,600円余、廃藩置県後、官費から除外され郡費となった分と、従来からの民費を合わせて金250,000円余だった。今度、官費と郡費の支給はすべて廃止し、規定の村費による負担額の超過分は利子率で操作し、また極端に超過するものは(地価が高い田から、地価が低い)畑に地目を変更する「畑成」の処分を行なった。これが減租となった第2の原因である。
- 10 収穫量を査定する場合、もとより地位を勘案することは言うまでもない。繰り返し県官と協議し、各地位の標準収穫量を定め、各村の「万歩帳」に基づいて、加賀国での事情をふまえ、(当該地所の)「合盛米」(小作料)の倍額を(その改正地租と)見込んで(人民が申告した収穫量や地価を検査するために、その査定に)着手した。なお、「万歩帳」は、旧金沢藩領にはあるが、旧富山藩領にはない。その額は、高いものは、地所1反(6尺=1間、[1間平方=1歩]、300歩=1反)につ

き(「合盛米」を)1石7,8斗と見込み、これを2倍して(標準改正地租に相当する石高を)3石5斗内外とした。その「肥糞料」を計算すると、改正地租の3割以上となるものもあった。肥料は、鯿が中心で、明治7・8両年(1874・75)の調査によれば、鯿3,322,530貫余、その代金466,700円余で、その他に干鰯や油粕も若干移入されている。その低いものは、(1反につき「合盛米」が)普通3,4斗で、(改正地租は)7斗内外となる。実際に収穫量を実地検査してみると、低い方はおおむね(「合盛米」の)倍額を超過したが、高い方は(改正地租としてその)倍額を徴収できないものが大変多かった。これは、旧藩以来の貢租が「苛斂」であった事情の故であろうか。

- 11 結局、射水・砺波両郡全体で、田地の「合盛米」総額の倍額に対して、査定した収穫総量は1割1分余(11パーセント余)ほど減少することとなった。越中国は平野が広がり、海浜や山林から僅かな漁獲や薪・材木などの利潤を得られるのみで、他はあげて農業で生計をたてている。そのため、小作人たちが耕地を求め、(村々で)地主が「権力」をもつこととなる。(この点は)加賀国といささか事情を異にしており、両国間の差異を生じていると言えよう。しかし、収穫量などの検査は実地に即して適正であり、すこしも公平性を損なうものではない。改正地租総額は、「別紙差引書」(「旧新川県管内越中国ノ内婦負・射水・砺波郡改正税額比較調」¹¹¹⁾)に掲載したように、その減租総額が金208,545円71銭6厘余で、旧貢租より2割3分7厘6毛余(23.76パーセント余)の減少となる。しかし、それは前述した原因により生じたもので、収穫量などの検査が実地に即して適正に行なわれなかった場合、このような正確な結果を得られなかったと判断されるので、石川県が上申した改正地価による明治8年分からの改租をご許可いただきたい。

この井伊の詳細な報告により、越中国射水・砺波・婦負3郡の改租事業について、その実相の幾分かがわかってこよう。

第1に、これまで県当局が再三指摘しているところだが、旧加賀・富山両藩領でとられた割地慣行の存在が改租事業を大きく制約している、という問題である。地租改正事務局から派遣された官員もそれを実地に確認している。そして、その割地慣行を前提にして、人民から申告された収穫量と地価の検査を行なう際、「合盛米」の倍額を改正地租の見込額としているのである。ここでは、検査例第1則の自作地準拠方式による「押付反米」の問題¹²⁾が生ずる余地はない。それは、小作地準拠方式の範疇に属するとは言えようが、勿論、第2則の計算式に従ったものではない。割地慣行を前提とした慣行小作料の倍額を改正地租と見込むという、至極大雑把なやり方である。

第2に、こうした査定額の決定方式に加え、①「取扱米」の廃止分と、②土木費の官費・郡費支給廃止分とを、収穫量と地価の決定に当たって控除する措置をとったため、旧貢租より23.76パー

セント余もの減租となった問題である。復命書では、減租の原因として、①と②のみを挙げている。①については「取扱米」をめぐる旧藩の施政への肯定的と受け取れる評価をコメントし、また、②については土木費が巨額に上ることを指摘して、それぞれそれらの廃止分の控除＝回復措置をとったことを正当化しようとしている。

たしかに、これらの措置は減租結果をもたらす原因となったろう。しかし、査定額の決定方式の問題はやはり見過ごせまい。「合盛米」の倍額を改正地租と見込んでみたものの、それでは旧貢租を下回ってしまう。とくに、「合盛米」が高い方ほど、そうした傾向にあるという。「取扱米」では旧藩政を肯定的に評価していたが、ここでは一転して、旧藩の「苛斂」がその要因として問題視されている。一方、「合盛米」が低い方は、その倍額の改正地租が旧貢租をおおむね上回ったという。その理由は、小作地の獲得競争のため、地主の「権力」が強くなっているからだとする。

さすれば、旧貢租額として経済的に実現される領主権力は、地主の「権力」に対してどのような

表5 越中国婦負・射水・砺波3郡の改租結果

地種	地目	反別(町/歩)		地価(円)	地租(円)			
		旧反別	改正反別		旧貢租	改正地租	新旧税額増減	
民有地	第1種	田	不詳	43,451,66/27	20,082,204,166	784,403,524	602,466,131	▲181,937,393
		畑	〃	6,066,24/12	761,369,853			
		宅地	〃	3,579,05/26	1,284,920,726	85,600,474	61,388,716	▲24,211,758
		小計	〃	53,096,97/05	22,126,494,745	870,003,998	663,854,847	▲206,149,151
		未定田	〃	768,43/80	61,981,236	1,260,229	1,859,434	599,205
		未定畑	〃	1,834,23/40	63,535,729	1,560,542	1,906,076	345,534
		伐替畑	〃	862,77/16	5,686,245	131,075	170,593	39,517
		温泉	〃	/16	530,000	0,055	15,900	15,844
		林	〃	707,21/16	26,059,504	1,082,881	781,779	▲301,102
		秣場	〃	140,73/20	1,679,084	90,369	50,379	▲39,990
		原野	〃	593,81/20	15,059,070	648,284	451,673	▲196,611
		池	〃	1,47/13	166,656	7,343	5,000	▲2,343
		小計	〃	4,908,69/03	174,697,524	4,780,780	5,240,834	460,054
		荒地	〃	672,85/11		478,462		▲478,462
		鎮下	〃	238,08/26				
		小計	〃	910,94/07		478,462		▲478,462
		第3種	漕地	〃	6,567,83/00		2,378,157	
合計	〃	〃	59,573,43/15	22,303,129,269	877,641,397	669,095,681	▲208,545,716	
官有地	第1種	神地	〃	178,69/29				
		山林	〃	32,63/16				
	第3種	原野	〃	112,47/04				
		漕地	〃	199,29/17				
		小計	〃	523,10/06				
	第4種	寺院境内	〃	13,42/07				
合計	〃	〃	536,52/13					
総計	〃	〃	60,109,95/28	22,303,129,269	877,641,397	669,095,681	▲208,545,716	

注) 地租改正資料刊行会編「明治初年地租改正基礎資料」中巻、有斐閣、1956年3月、表31を参照。

関係に立つのか。いったい、強いのか、弱いのか。土地生産力が高いところでは領主権力が強く作用している(=旧貢租額が高い)のは、先の「取れるところからは取る」という旧藩の施政方針の顕現と見ることもできよう。また、土地生産力が低い地所に限って小作地獲得競争が生ずるとするのは、余業の機会が少なく、その収益も低く、しかも耕地も土地生産力の低いものが僅かしかない、海村や山村を想定すれば、理解できよう。

しかし、それでも、土地生産力が高い耕地をめぐる、なぜ小作地獲得競争が起きないのか、という疑問は残る。「自生的なブルジョアの発展の契機」とまで大袈裟に言わなくとも、耕作者の間に一定の収益拡大動機が全く存在していなかったとは到底言えまい。けだし、巨額な費用をかけて莫大な量の魚肥を移入していることは、県当局も復命書も夙に強調しているところである。それだけの生産的投資は、領主権力の作用、すなわち高額な貢租の圧力のみによって一元的に説明するのは適切ではなく、やはり耕作者の間における自発的な投資意欲の存在を想定せざるを得ないだろう。そうであれば、当然、そこでも小作地獲得競争が起り、「合盛米」が上がりながらも不思議ではあるまい。

復命書の立場は、領主権力がそれを抑えた、というものである。はたして、そうか。割地慣行の存在が、近代的土地所有法制の法的確定後においてすら、地主の土地所有権行使に規制的に作用している事例が検出されている¹¹³⁾。そのような事情を勘案すると、割地慣行の存在が「合盛米」のつり上げに抑制的に作用していた、と見ることもあながち失当とは言えないのではなかろうか。

地租改正事務局は、同年7月3日付で、これらの文書に「旧新川県管内越中国ノ内婦負・射水・砺波郡改正税額比較調」を付し、旧新川県の改租と、石川県が追申で稟議した件を併せて許可した、次の回答指令¹¹⁴⁾と一括して、『地租改正事務局日報』に公表した¹¹⁵⁾。

同ノ趣聞届候条、昨八年ヨリ旧税法相廢シ申立ノ租額ヲ以規則ノ通、収税可取計事
但、追申、同ノ通

地租改正事務局は、旧新川県管轄下の越中国射水・砺波・婦負3郡について、その減租結果はもとより、それをもたらした割地慣行の存在以下の事情や、改租事業の一連の経緯に関する、旧新川県と石川県の上申、そして派遣官員の復命を、総体として承認したのである。

表6 旧新川県管轄下越中国の改租結果

	地目	改正反別(町/歩)	地 価			地 租(円) (地価3%)	備 考
			総 額(円)	比率(%)	反 当(円)		
郡村地	田	71,197.63/02	30,264,673.680		42,5080	907,940.219	
	類外田	4,199.05/25	325,265.314		7,7461	9,757.963	
	小 計	75,396.68/27	30,589,938.994	89.99		917,698.182	
	畑	7,811.33/19	952,534.786		12,1943	28,576.039	
	類外畑	3,789.51/03	100,570.227		2,6539	3,017.108	
	小 計	11,600.84/22	1,053,105.013	3.09		31,593.147	
	宅 地	5,903.09/17	1,875,389.855	5.52	31,7696	56,261.713	
	合 計	92,900.63/06	33,518,433.862	98.60		1,005,533.042	
市街地	宅 地	269.52/19	234,062.204		86,8420	7,021.908	高山、高岡、魚津
	合 計	269.52/19	234,062.204	0.69		7,021.908	
山林原野	山 林	76,412.69/21	202,130.066		0,2645	6,063.940	
	原 野	7,224.07/05	36,878.985		0,5105	1,106.367	
	温 泉	0,01/10	953.386		7,150.3950	28.602	
	雑 地	6,59/23	182,413		2,7648	5,473	
	池 沼	72.94/22	584,189		0,8008	17,564	
	荒地	2,688.84/27	—		—	—	
	新聞線下	1,271.68/20	—		—	—	
	合 計	87,676.86/08	240,729.039	0.71		7,221.946	
総 計	180,847.02/03	33,993,225.105	100.00		1,019,776.896		

注1) 改正反別は合以下を切り捨て、比率は小数点第3位を四捨五入した。

注2) 地租の数値は、当該地価総額の3パーセントにならないものもあるが、史料に従った。

注3) 大蔵省編『府県地租改正紀要』御茶の水書房、1979年7月、805・808・811頁を参照。

(四) 地租改正の結果

かくして実施された旧新川県管轄下の射水・砺波・婦負3郡における地租改正の結果(表5を参照)は、地価の3パーセントの改正地租総額で、前述したように、208,545円余の減租となっている。明治10年(1877)1月4日付の太政官布告第一号で「減租の詔」が発せられ、地租は地価の2.5パーセントへと大幅に引き下げられたから¹⁶⁶⁾、旧新川県の改正地租総額の減租幅はさらに拡大したことは間違いない。この減租が地域経済に与えた影響は少なくないものと思われる。

なお、この時点で未実施だった新川郡の郡村地や市街地・林野を含む旧新川県管轄下の越中国全域の改組結果は表6に示した通りである。

まとめにかえて

越中国の地租改正に関するここでの検討によって明らかとなったことを確認しておこう。

第1に、壬申地券の交付に関わるものである。

明治5年(1872)10月までにその交付を完了させるという大蔵省の拙速方針には、七尾県は当初から延期を願い出ている。大蔵省も、その布達から1ヶ月後には早くも、同県への回答指令でその方針を是が非でも貫徹させようという姿勢は見られなくなっている。

七尾県が延期上申の理由としたのは同県管内における割地慣行の存在だったが、大蔵省は、同県への回答指令の公表から5日後に出した同省達の中で、割地慣行がなされている地所での所持者の特定を指示している。一見相互に無関係な9ヶ条を羅列した、この大蔵省達は、地券交付作業に関連して全国から寄せられた各種の問い合わせをふまえ、一括してとられた法制化措置だったと考えられる。こうした泥縄的な対応は、壬申地券の交付が、全国各地の歴史的ないし社会的実情を十分に把握した上で実施された政策ではなかったことを、はからずも物語っている。

新川県では、結局、壬申地券は市街地にのみ交

付されるにとどまり、郡村地への地券交付は改租事業後になったと見られる。こうした経緯に徴すると、現在、壬申地券の史料伝存状況は寥々たるものとされているが、その理由は、一般に考えられているように、改租により改正地券と引き替えに回収され廃棄されたためとばかりは言えなさそうである。

第2に、割地慣行に関するものである。

新川県から大蔵省へ出された伺に明記され、また地租改正事務局からの派遣官員の復命でも確認されているように、割地慣行は、旧加賀・富山両藩領である越中国全域の高請地全体に成立していた。割地慣行が、入会地などの村々の共有地や、水損地などの疲瘠地など、本田畑以外に例外的に成立した、土地生産力の低い後進地域に見られる、中世の遺制である、などなどといった、すでに批判されている旧説は¹⁷⁷⁾、ここでは全く成立する余地はない。

割地慣行は、莫大な金肥も投入されている土地生産力の高い本田畑を含む高請地全体に成立している、幕藩領主制が典型的に展開したとされる¹¹⁸⁾加賀藩とその支藩の領知である、越中国の基幹的な土地(所持—用益)慣行である。幕藩領主支配の発展の1つの到達点とされる加賀藩の改作法¹¹⁹⁾も、この割地慣行の存在を前提として成立したものと理解し直すべきではなかろうか。

第3に、武家地処分に関するものである。

武家地処分は、壬申地券の交付作業の中で遂行されている。そう言うより、それこそが「市街地」という地種を成立せしめ、地券を交付する起点の1つだった、と言った方がより正確だろう。公議所において、町地同様の売買自由化を、神田孝平が田地、加藤弘之が武家地について、あたかも分担するかのよう提議している。壬申地券の交付は、この両者の構想をふまえ、まず町地と武家地を「市街地」として一本化して地券を交付し、それを田地へと拡大して、地価への定率課税を実現しようという政策意図の下に実施されている。

富山町での武家地処分をめぐる大蔵省と新川県の遣り取りから、武家地処分の実相が垣間見える。

大蔵省は、低価払い下げの原則をあくまで堅持し、その行き過ぎには一定の歯止めをかける一方、空き地払い下げでの家禄奉還者優先の指示に見られるように、この原則によって公債の早期回収、授産資金の実質的な現物支給化をはかろうとしている。しかし、新川県は、武家地の大半を無償で払い下げ、さらに高請地で富山町に編入されている地所をも低価払い下げの対象にするという、徹底した士族優遇措置をとっている。これは、国家財政と地域秩序との、いずれの安定的維持を政策的に優先するか、という「中央—地方」統治構造が内在的に終始抱えている矛盾の、ここでの発現と、取り敢えずは見ておきたい。

第4に、地租改正それ自体に関するものである。

新川県が7年(1874)7月以降に大蔵省へ上申した同では、地租改正法での明文規定に従って、検査例第2則の小作地準拠方式がとられていた。しかし、同年中に出された大蔵省の回答指令では、同年5、6月頃になされた方針転換により、第1則の自作地準拠方式への転換が指示されている。ところが、改租実施にあたっての地租改正事務局派遣官員の復命によれば、実際には改正地租を「合盛米」の倍額と見込んで査定する、という一種の小作地準拠方式がとられ、同局もそれを追認しているのである。

そもそも、壬申地券交付の際は、割地慣行の存在を理由に、人民の申告に謂わば丸投げする方式がとられていた。しかし、地租改正では、地租改正法が明文規定する作業方針に従って、小作地に準拠して収穫量と地価を査定し、それで人民の申告を検査する、という突き合わせ方式に転換するはずだった。これが大蔵省の指導で自作地準拠への変更を余儀なくされたのだが、実際には前述したような仕儀となっている。「合盛米」には確かに「万歩帳」という根拠資料があるが、それは、割地を実施した際の村議定の結果、村民の内部了解事項である。さすれば、たしかに個々の人民の申告ではないが、村という人民集団の申告以外の何者でもなく、実際の査定はこの申告を単に倍額にただけという、まことに大雑把なやり方で、

これをはたして「査定」と言い得るか、はなはだ疑問視せざるを得まい。

このように、地租改正にあたっては、実質的には人民の申告への丸投げ方式がとられる結果となったわけだが、もっとも、それ故にここでは「押付反米」などの問題は生じ得べくもない。改租事業に人民側がそれだけの規定力を作用させ得たからこそ、23.76パーセント余もの大幅な減租結果を獲得できたと言えよう。それもこれも、営農という権力的操作にはすぐれてなじまない場に、割地慣行が厳存すればこそであろう。

以上がここで開示し得たと思われる問題の大宗だが、残された研究課題も少なくない。

壬申地券交付時に市街地として扱われた地所が、地租改正時には郡村地の扱いになっている問題である。越中国では、改租時に市街地として扱われたのは富山・高岡・魚津の3町で(表6を参照)、氷見町などは除外されている。どのような事情と経緯でそうなったのか、ここでは宿題となる。

また、新川郡や富山町、林野などの改租事業がその後どのように進んでいったのか。これは、石川県によって遂行されているので、同県の改租事業全体を検討する一環として取り込まれる必要がある。これもまた、ここでは後日の課題となっている。

注

- 61) 減租の予想との改租作業の方針転換については、前掲拙著『日本の近代的土地所有』, pp.66-68を参照。
- 62) 交渉のため清へ主張中の全権弁理大臣大久保利通と、台湾蕃地事務局長官を兼任していた大蔵卿大隈重信は、「軍資金」について書簡を遣り取りして相談している。例えば、7年9月2日付の大隈の大久保宛書簡(日本史籍協会編『大久保利通文書』6, 東京大学出版会, 1983年〔初版は1928年〕, pp.85-87), また同年10月11日付の大久保の大隈宛書簡(同上, pp.113-114)を参照。
- 63) 減租の予防策の1つに有税の民有地を拡大させようとする方針があったことについては、前掲拙著『日本の近代的土地所有』, pp.69-71を参照。
- 64) わが近世において、「役」は、広くは「保護」、狭くは「恩給」への反対給付として概念されるものと見られる。主従関係の中で武士が負担するさ

まざまな「課役」を後者に対偶するものと考え、その関係の双務性を強調する研究傾向が近年目立っている(笠谷和比古『主君「押込」の構造 近世大名と家臣団』平凡社・1988年、また福田千鶴『御家騒動 大名家を揺るがした権力闘争』中公新書・2005年を参照)。こうした動向にきっかけを与えたのは、それまで「封建的土地所有」論の「地代か租税か」といったパラダイムで議論されてきた、百姓が負担する「年貢諸役」を、中世史研究に導入された互酬論を援用して、前者に対偶するもの一種と見る立場の登場である(尾藤正英「徳川時代の社会と政治思想の特質」『思想』第685号・1981年、のち同『江戸時代とはなにか 日本史上の近世と近代』岩波書店・1992年再刊)を参照)。近世の「役」の歴史的事実をどの範囲にまで広げるかの議論は、いずれにせよ、「役」の反対給付としての本質理解を強めこそすれ、それに修正を迫るものではない。

近代における「税」は、社会契約論の立場からは、生得の権利を行使する行為の一種である国家組成の一部として位置づけられる。その納付の「義務」は、国家組成という個人間の契約行為の履行という次元で発生する。納税は、権利の行使以外の何者でもないが、その行使を約束しているという意味で「義務」となる。社会契約論では、国家の権力は究極においては個人へと還元されるものとして構想されているから、国家と個人との間には双務的な関係は成立し得ない。したがって、個人の権利の「保護」の反対給付として、納税が「義務」づけられているわけではない。社会有機体説は、こうした国家—個人関係理解の根幹を転覆させたわけだが、地租改正立法の時点ではその本格的導入はなされてはいなかったし、大蔵省の立法行為に影響を与え得るような理念としてはまだ実存していなかった、と見る通説に従っておくのが妥当だろう。むしろ、大蔵省は、後述するように、社会契約論の思想の源泉たる租税共議権の発想に立っていたと見られる。

- かかる歴史的な脈において「役」と「税」を理解するとき、人民の負担実体をそのいずれの概念の下に法制化しようとしているかは、税制改革とそれを推進する政府の歴史的位相を見定めようとする者にとって、決して軽からぬ関心事となろう。
- 65) 前掲拙著『地租改正と地方制度』, p.25および pp.28—29を参照。
- 66) 前掲拙著『日本の近代的土地所有』, pp.154—155を参照。
- 67) 前掲拙著『地租改正と地方制度』, p.25を参照。
- 68) 工藤寛正編『国別 藩と城下町の事典』東京堂出版・2004年、大垣藩は pp.292—294、松本藩は pp.267—269、高島藩は p.288をそれぞれ参照。
- 69) 前掲丹羽『地租改正法の起源——開明官僚の形

成——』を参照。

- 70) 前掲拙著『日本の近代的土地所有』, p.62を参照。
- 71) 拙著『立憲政体成立史の研究』岩田書院, pp.167—169を参照。
- 72) 同上, pp.162—171を参照。
- 73) 前掲拙著『地租改正と地方制度』, pp.20—21を参照。
- 74) 前掲拙著『日本の近代的土地所有』, p.63を参照。
- 75) 国税庁税務大学校租税資料室編『関義臣文書・地租改正方法草案』同室, 1993年を参照。
- 76) 前掲拙著『地租改正と地方制度』, pp.21—22を参照。
- 77) 前掲拙著『日本の近代的土地所有』, pp.64—64を参照。
- 78) 前掲毛利『明治六年政変の研究』, 同『明治六年政変』を参照。
- 79) 前掲拙著『立憲政体成立史の研究』, 第2編第3章「明治六年政変後の政体取調」を参照。
- 80) 勝田政治『内務省と明治国家形成』吉川弘文館, 2002年を参照。
- 81) 佐賀の乱については毛利敏彦『江藤新平 急進的改革者の悲劇』中公新書・1987年・pp.204—210、またこれへの大久保利通の対処については勝田政治『〈政事家〉大久保利通 近代日本の設計者』講談社・2003年・pp.172—173を参照。
- 82) 台湾出兵については毛利敏彦『台湾出兵 大日本帝国の開幕劇』中公新書・1996年、また北京談判については清沢淵『外政家としての大久保利通』中公文庫・1993年を参照。
- 83) 前掲拙著『日本の近代的土地所有』, p.67を参照。
- 84) 前掲拙著『立憲政体成立史の研究』, pp.167—169を参照。
- 85) 福田正次『明治憲法成立史』上巻, 有斐閣, pp.229—247を参照。
- 86) 前掲勝田『内務省と明治国家形成』Ⅱ第1章「内務行政の形成」, また安藤哲『大久保利通と民業奨励』御茶の水書房・1999年・第1編第1章「大久保勸業の成立」を参照。
- 87) 滝島功「地租改正事務局の基礎的研究」(『中央史学』第16・19号, 1993年・1996年)を参照。
- 88) 前掲拙著『日本の近代的土地所有』, pp.67—68を参照。
- 89) 前掲拙著『地租改正と地方制度』, pp.58—60を参照。
- 90) 嘸岐繁三「地租改正における地価算定をめぐる問題」(宇野弘藏編『地租改正の研究』下巻, 東京大学出版会, 1958年)を参照。
- 91) 大蔵省編『府県地租改正紀要』復刻版, 御茶の水書房, 1979年, p.797を参照。
- 92) 新川県から管内の郡村地へ交付された壬申地券は、2004年3月現在、未発見であるという(国税庁税務大学校租税史料館編『地券の世界』平成15

- 年度特別展示図録, 同館, 2004年, 12頁を参照)。
- 93) 前掲『資料』上, pp.506-507。
- 94) 前掲『全書』7ノ1, 1975年(初版は1889年), pp.601-602を参照。
- 95) 前掲『全書』6ノ1, pp.145-146を参照。
- 96) 前掲『資料』上, pp.507-508。
- 97) 前掲『全書』7ノ1, p.40。
- 98) 前掲暉峻「地租改正における地価算定をめぐる問題」を参照。
- 99) 拙稿「戸数割と階層構成——一九一〇～二〇年代の鹿沼町——」(『かめま 歴史と文化』第2号, 1997年)を参照。
- 100) 前掲「旧新川県誌稿」5, また前掲『旧新川県誌稿 海内果関係文書』, pp.106-107。
- 101) 前掲「旧新川県誌稿」5, また前掲『旧新川県誌稿 海内果関係文書』, p.107。
- 102) 前掲『資料』下, 1957年, p.1580。
- 103) 前掲『全書』9ノ1, 1975年(初版は1890年), p.43を参照。
- 104) 前掲『資料』中, 1956年, pp.794-795。
- 105) 106) 同上, p.794。
- 107) 石川県よりの同本文中にある「達」は「布告」の誤りで、明治9年5月12日付の太政官布告第68号は以下の通りである(前掲『全書』9ノ1, p.51)。
 地租改正調査ニ臨ミ丈量済、収穫・地価適当ノ見据相立、一郡・一区内ニ就テ人民過半承服ノ場合ニ至ルト雖モ其一部分ノミ私見ヲ張り承服セサル者有之節ハ近傍類地等ノ比準ヲ取り相当ノ地価ヲ定メ地券相渡、収税申付候条、此旨布告候事
 改租に不服な村や地主に対する強制執行の行政処分を可能にする布告である。これは、改租事業の拙速的強行への方針転換が、同月7日付の和歌山県からの報告により、同県那賀郡粉河地域において、最初の騷擾状態に至る形での民衆の直接的抵抗に逢着したことが判明する、という背景の下で出されたものである。なお、この和歌山県那賀郡騷擾(粉河騷動)については、前掲拙著『地租改正と地方制度』第1編第3章「地租改正をめぐる民衆運動」を参照。
- 108) 滝島功は、前掲拙著『日本の近代的土地所有』の書評において、林野とともに市街地の改租事業についての「より細密な視角に基づく分析」(同「奥田晴樹著『日本の近代的土地所有』」〔『日本史研究』第483号, 2002年〕, p.89)を求めているが、まことにもっともである。富山町などの越中国の市街地における壬申地券交付—地租改正についての、いざさか立ち入ったここでの検討は、求められる「細密」な研究とはいかなるものであるかを探究しながらの作業の第一歩である。なお、滝島は、その後、市街地改租に関する自身の研究を、「都市」における地租改正という視角に立ってまとめている
- (同『都市と地租改正』吉川弘文館, 2003年を参照)。
- 109) 前掲『資料』中, p.795。
- 110) 同上, pp.795-797。
- 111) 同上, pp.797-803を参照。
- 112) 「押付反米」の問題については、拙稿「栃木県の地租改正——『押付反米』問題を中心に——」(白川部達夫編『近世関東の地域社会』岩田書院, 2004年所収)を参照。
- 113) 拙著『日本近世土地制度解体過程の研究』弘文堂, 2004年, 第8章「近代的土地所有と住民組織」を参照。
- 114) 前掲『資料』中, p.794。
- 115) 同上, pp.794-803を参照。
- 116) 前掲『全書』10, 1975年(初版は1890年), p.1を参照。
- 117) 割地慣行をめぐる研究史については、前掲拙著『日本の近代的土地所有』第6章「石川県の割地慣行」、また前掲拙稿「幕末期の加賀藩における割地慣行」を参照。
- 118) 原昭午『加賀藩にみる幕藩制国家成立史論』東京大学出版会, 1981年を参照。
- 119) 改作法については、若林喜三郎『加賀藩農政史の研究』吉川弘文館・上巻・1970年, 同下巻・1972年, また越中国におけるその展開については坂井誠一『加賀藩改作法の研究』清文堂出版・1978年を参照。